

第2期 東大阪市子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

東大阪市

はじめに

日本の人口は平成20年をピークに減少が進んでおり、本市においても人口が減少の傾向が続いています。人口の減少は様々な場面で社会に大きな影響を及ぼすことから、若者にとって魅力あるまちづくりなどを通じて、若者や子育て世代に選ばれるまちになるよう、就学前の子どもたちの教育保育の量、質を確保するとともに子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進していく必要があります。



本市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・愛を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を基本理念として、平成27年3月に平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本的な考え方は、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、すべての子どもがすこやかに成長するための支援を行うことです。東大阪市では、戦略的に取り組むための3つの柱として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を掲げ、少子化対策の要である「待機児童の解消」と「在宅の子育て支援の拡充」を車の両輪として解決にあたってきました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、あらゆる状況に置かれている子どもに対し分け隔てなく、すべての子どもに対し切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくり、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「東大阪市子ども・子育て会議」の皆様はじめ、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」、「在宅子育て家庭の座談会」などに御協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

東大阪市長 野田 義和

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定の体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 計画策定における基本的な視点	6
3 子どもの育ちと子育てに関する理念	8
4 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～	9
第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	11
1 人口等の動向	11
2 世帯・就労の動向	15
3 保育所・幼稚園等の状況	20
4 地域子ども・子育て支援事業の提供状況	26
5 第1期計画の振り返り	37
第4章 事業計画の具体的な取組	40
1 就学前の学校教育・保育の提供区域の設定	40
2 就学前の学校教育・保育の需要量と供給体制について	44
3 地域子ども・子育て支援事業	62
4 就学前の学校教育・保育の一体的提供及び 学校教育・保育の推進に関する体制の確保	79
5 その他に重点を置く施策について	82
第5章 計画の推進に向けて	90
1 推進体制の整備	90
2 計画の進捗状況の点検・評価	90
3 計画の周知	90
資料編	91
1 在宅子育て家庭の座談会の概要	91
2 本計画の策定の経緯	96
3 東大阪市子ども・子育て会議条例	99
4 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿	101

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

東大阪市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に『東大阪市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。また、計画の中間年である平成 29 年度には、計画上の需要量と現状との乖離について検証し、改訂版（中間見直し）を策定しました。

このたび、『東大阪市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもがすこやかに育ち、また、安心して子どもを生き育てることができるよう、『第 2 期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

5 計画の策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

各種調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」とされていることから、部会を設置しています。

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

幼保連携型認定こども園、保育所（園）並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

②特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）があり、かつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所等について検討・認定を行います。

③幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

④利用料等に関する検討部会

国の“公定価格”をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

(2) 庁内組織

①東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

②東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム

子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦、産婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は国が定める子ども・子育て支援事業の需要量の設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

① アンケート調査の概要

- 調査地域：東大阪市内全域
- 調査対象者：東大阪市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
東大阪市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生調査）
東大阪市内在住の「妊婦」または「産婦」（妊婦調査／産婦調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より調査対象者を抽出。（※重複がないように調整）
- 調査期間：平成31年4月26日（金）～令和元年5月17日（金）
※同年5月30日（木）までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とします。
- 調査方法：郵送による配布・回収を行いました。
お礼状兼督促状を1回送付しました。
ポスター等による調査に関する啓発活動を実施しました。

② 調査対象ごとの配布部数と回収数及び回収率の内訳

就学前児童のいる世帯に6,000件、小学生のいる世帯に3,200件、妊婦、産婦にそれぞれ400件配布し、合計10,000件の調査票を配布しました。

そのうち、有効回収数は合計で4,892件、有効回収率は48.9%となっています。

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	6,000件	2,871件	47.9%
小学生	3,200件	1,588件	49.6%
妊婦	400件	199件	49.8%
産婦	400件	234件	58.5%
合計	10,000件	4,892件	48.9%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

アンケート調査では調査しきれない子育て中の保護者の生の声を聞き、子育て不安等の解消を目指して、在宅で未就学児の子育てをされている方を対象に、座談会を開催しました。

また、子育て支援センターにおいてヒアリング調査を実施しました。

①子育て座談会開催日と開催場所、参加者数

開催日	令和元年 8月19日(月)	令和元年 8月21日(水)	令和元年 8月22日(木)	令和元年 8月23日(金)
開催時間	10:00~11:30	10:00~11:30	10:00~11:30	10:00~11:30
開催場所	イコーラム 第1研修室	東体育館 第3研修室	夢広場 大会議室	本庁22F 会議室2
参加者数	4名	5名	7名	3名

②子育て支援センターでのヒアリング調査の開催日と開催場所、調査件数

開催日	令和元年10月25日(金)
開催時間	10:30~11:30
開催場所	楠根子育て支援センター(ももっこ)
調査件数	5件

(5) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、本計画に反映させるために、令和2年1月6日(月)から令和2年2月6日(木)にかけて、パブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念の継承】

**すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪**

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市は、これまで第1期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、子育てにやさしいまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2 計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

本計画で定める子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向かい合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では、次の4つの視点のもとで、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していきます。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また同時に、子どもたち一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

平成 28 年に改正された児童福祉法において、「子どもの権利条約」の理念が盛り込まれ、子どもは適切な養育を受け、すこやかな成長・発達や自立が図られることなどが保障される権利を有することが明記されました。障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。また、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取組を推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、本市の将来の担い手を育成する重要な未来への投資です。

また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦める人々、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通して、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、親として成長していく過程を支援していくことが必要となります。

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てができるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援を提供していきます。

3 子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

(1) 子どもの育ち

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

さらに、学校就学後の学童期は自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに遊戯やレクリエーション活動施設の提供、地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てにかかる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援を推進する必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども・子育て支援は、保護者の育児の肩代わりをするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが重要となると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整えることも重要であると考えます。

4 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障

本市は子ども・子育て支援事業の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、特定教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させていきます。

また、地域子ども・子育て支援事業等により、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や保護者の気持ちに寄り添った相談及び適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援等を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するための支援

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達がみられる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を広げていく時期です。

この時期は自我が育ち、自己主張をすることも多くなりますが、大人が積極的に受け止め、見守ることにより、自己肯定感が育まれ、自発的な活動をするようになります。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となります。

また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊びの場やレクリエーション活動のための施設を提供することや地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を
育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の
提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

- ①子どもの育ち
成長していく力
周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
⇒周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得
- ②子育てとは
子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
⇒保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。
★社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障
- ②すべての子どもがすこやかに成長するための支援

施策展開の基本的な考え方

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の充実

公立施設の将来像

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

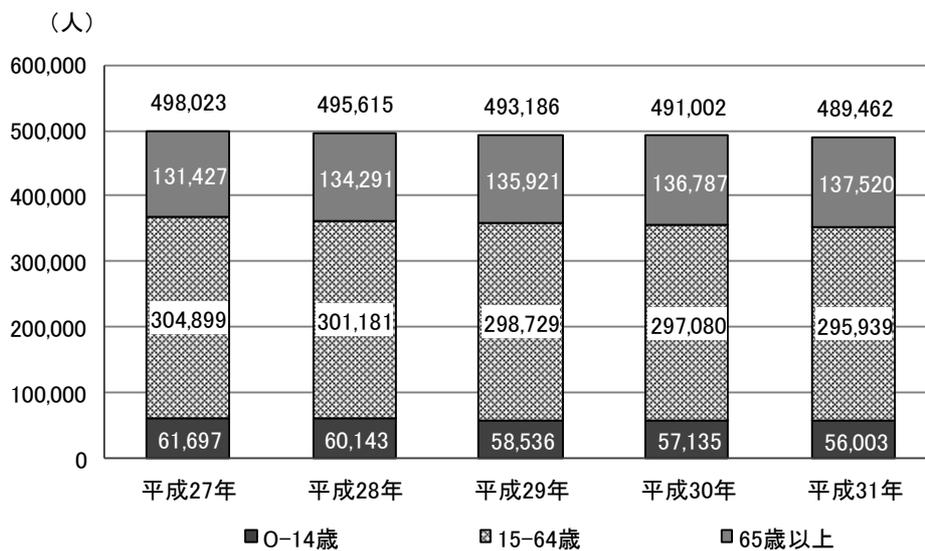
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移についてみると、平成27年から平成31年にかけて減少傾向となっており、平成31年で489,462人となっています。このうち「0-14歳」は、平成29年に6万人を割り込み、平成31年では56,003人となっています。

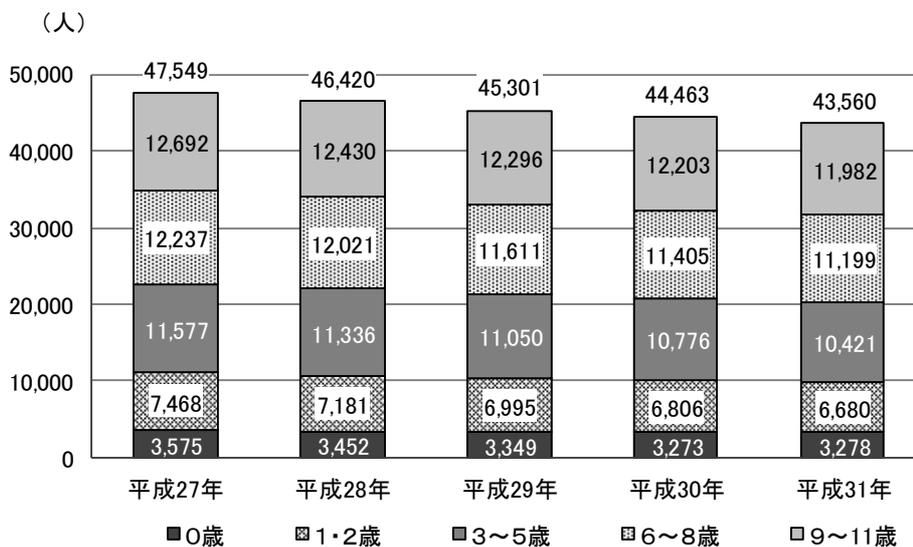
本計画の主な対象となる12歳未満人口は、平成31年で43,560人となっています。

■総人口と年齢階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■12歳未満児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 自然・社会増減の推移

本市の自然増減についてみると、平成 26 年から平成 30 年にかけて、出生数が毎年 3,000 人台に対して、死亡数が 5,000 人前後で推移しており、自然減の状況が続いています。特に死亡数は増加傾向となっているため、自然減の数は年々大きくなっています。

また、社会増減についてみると、平成 29 年にかけて転入数は 16,000 人前後、転出数は 17,000 人前後で推移し、社会減の状況となっていました。平成 30 年は転入数が 17,403 人に対し、転出数が 17,256 人となり、147 人の社会増となっています。

■人口動態の推移

単位：人

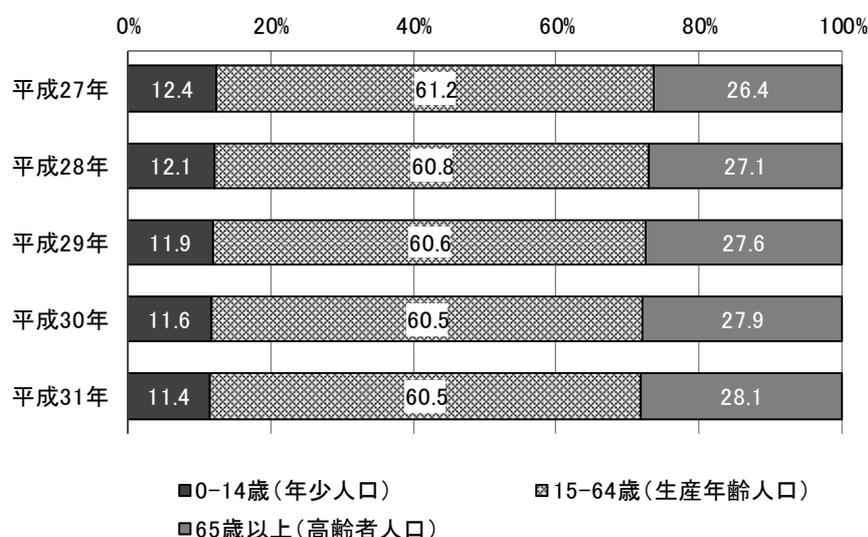
	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
平成 26 年	3,595	4,865	15,299	16,564	▲ 1,270	▲ 1,265	▲ 2,535
平成 27 年	3,569	4,961	16,715	17,478	▲ 1,392	▲ 763	▲ 2,155
平成 28 年	3,496	5,250	16,026	17,009	▲ 1,754	▲ 983	▲ 2,737
平成 29 年	3,367	5,247	16,899	17,081	▲ 1,880	▲ 182	▲ 2,062
平成 30 年	3,414	5,373	17,403	17,256	▲ 1,959	147	▲ 1,812

資料：東大阪市人口統計表

(3) 人口構造の変化

本市の人口を年齢階級ごとに3区分で分けた構成比をみると、「0-14 歳（年少人口）」と「15-64 歳（生産年齢人口）」がともに緩やかに減少し、「65 歳以上（高齢者人口）」が増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口構造の推移

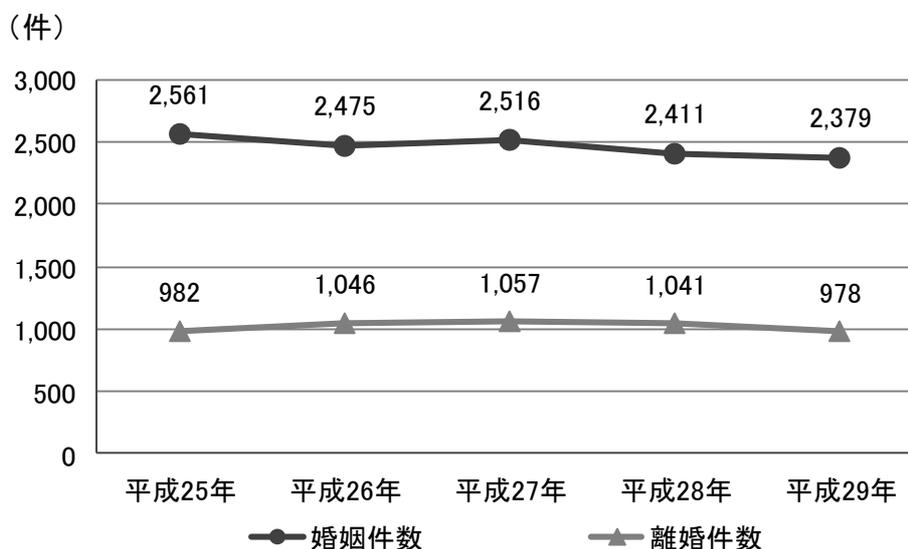


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 婚姻と離婚の推移

婚姻件数についてみると、増減はあるものの、平成25年から平成29年にかけて緩やかな減少傾向がみられ、平成29年で2,379件となっています。また、離婚件数は平成27年に1,057件と最も高くなっており、その後は緩やかに減少しています。

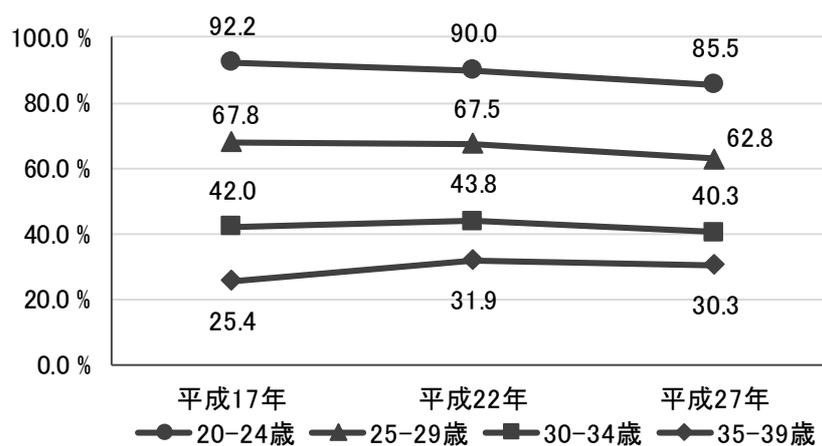
■ 婚姻件数と離婚件数の推移



資料：保健衛生年報

未婚率の推移について、年齢階級別にみると、20歳代の未婚率は減少しているものの、30歳代前半ではおおむね横ばいで推移しており、30歳代後半では増加傾向となっています。

■ 未婚率の推移

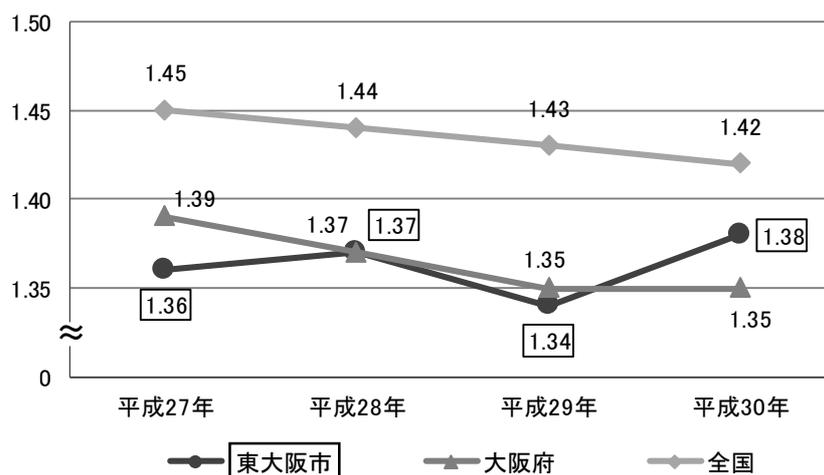


資料：国勢調査

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、おおむね横ばいで推移しており、平成30年では、大阪府よりも若干高い1.38となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、女性の15～49歳の年齢別出生率を合計したものです。

※国、大阪府の合計特殊出生率は推計人口及び人口動態統計から算出しています。

※本市の合計特殊出生率は、国、大阪府との比較を容易にするため、国、大阪府と同じ方法で算出しています。

2 世帯・就労の動向

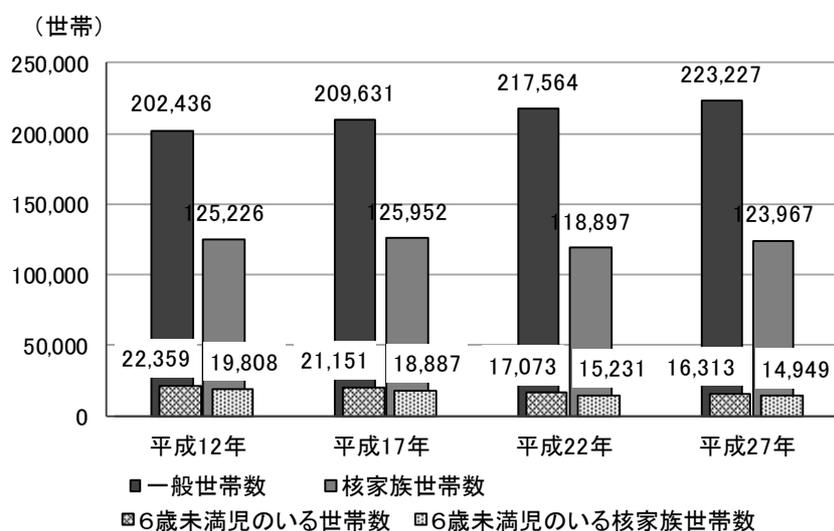
(1) 世帯の状況

本市の世帯数についてみると、一般世帯数は平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっており、平成27年で223,227世帯となっています。一方、核家族世帯数は12万世帯前後での推移となっています。

6歳未満児のいる世帯数は、平成12年では22,359世帯でしたが平成27年では16,313世帯となり、6,046世帯減少しています。6歳未満児のいる世帯のうち、核家族世帯の割合は9割前後での推移となっています。

また、ひとり親世帯数は平成17年に4,638世帯となっていました、その後平成27年にかけて減少し、4,142世帯となっています。

■世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査

■6歳未満児のいる世帯のうち、核家族世帯の割合

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満児のいる世帯の核家族率	88.6%	89.3%	89.2%	91.6%

■ひとり親世帯数の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子家庭	3,259	4,188	3,814	3,812
父子家庭	431	450	337	330
合計	3,690	4,638	4,151	4,142

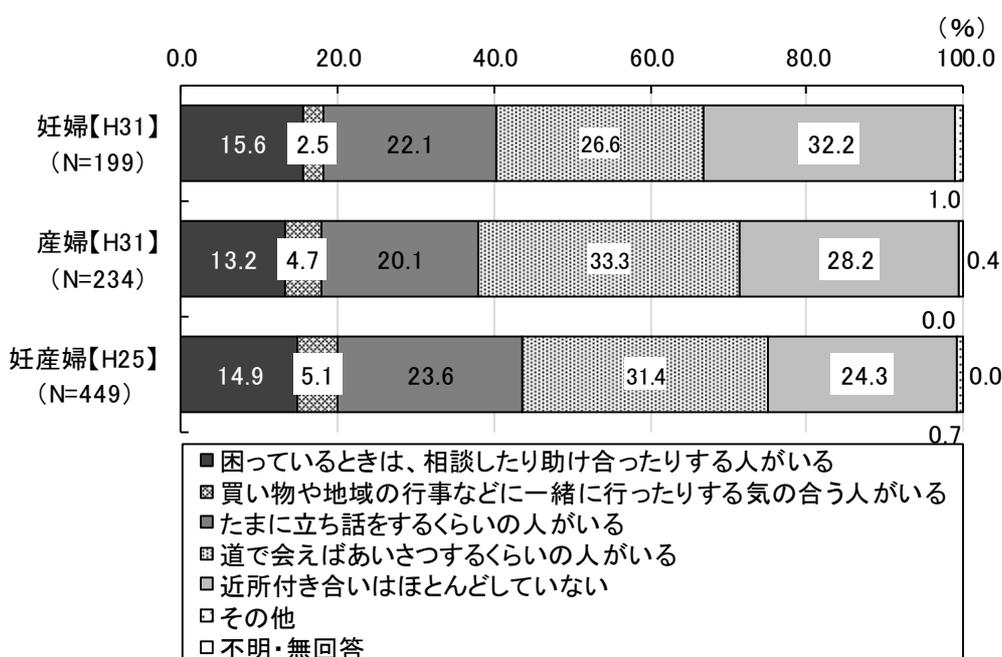
資料：国勢調査

●近所との付き合いの希薄化は平成 25 年調査よりも進んでおり、孤立しない支援が大切です。

アンケート調査より、妊婦、産婦の近所付き合いの程度について、「近所付き合いはほとんどしていない」の割合は妊婦で 32.2%、産婦で 28.2%となっています。平成 25 年調査（第 1 期計画策定時調査）と比較すると、産婦で 3.9 ポイント高く、妊婦で 7.9 ポイント高くなっています。特に妊婦については近所付き合いが希薄であることがうかがえます。

こうした地域とのつながりの希薄化から、妊婦・産婦等の孤立感や負担感の高まりが危惧されており、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制の構築が重要となっています。

本市では、平成 31 年 4 月 1 日に子育て世代包括支援センター「はぐくむ」を市内の各保健センター・福祉事務所に開設し、切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいます。また、母子健康手帳交付時に、保健師による面接を実施しており、体調等についておうかがいしつつ、母子保健サービスについて説明を行っています。妊娠中から支援の必要な妊婦を早期に把握し支援を行うことができるよう努めています。



※平成 29 年調査では妊産婦を対象にアンケート調査は実施しなかったため、データはありません。

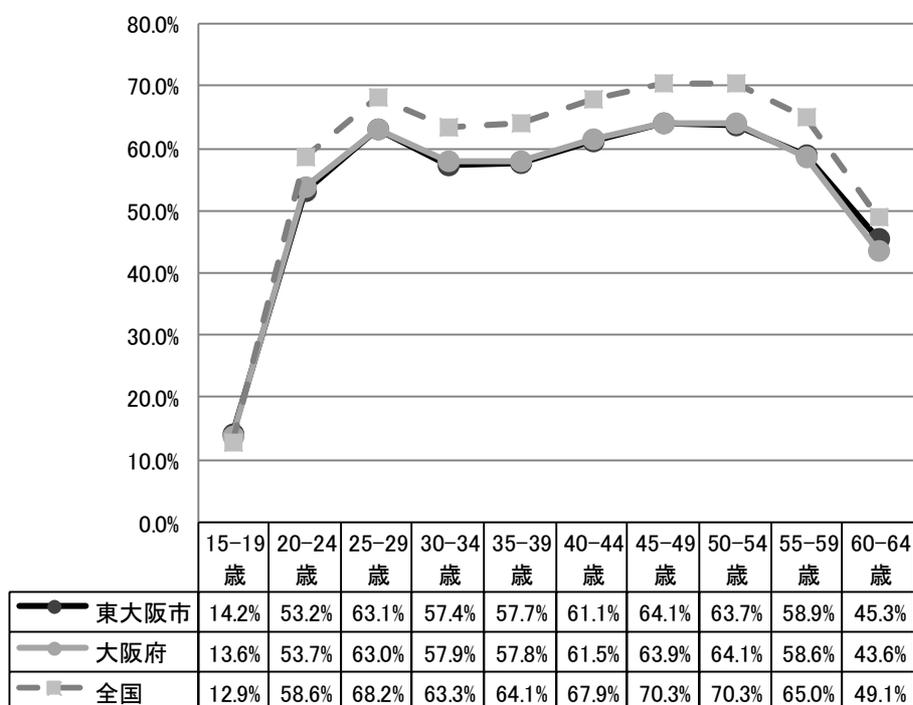
(2) 女性の就業動向

平成 27 年における本市の女性の年齢階級別就業率は、「25-29 歳」で 63.1%となっており、30 歳代に 57%台に落ち込み、40 歳代から緩やかに増加して「45-49 歳」の 64.1%をピークに「50-54 歳」以降減少に転じています。

国、大阪府と比較すると、本市は府とおおむね同様の推移となっており、ともに全国の女性の就業率と比較しても低い水準にあることがうかがえます。

また、「子育て安心プラン」において国が推進する 25-44 歳女性の就業率の目標は 80%となっています。本市では 59.9%となっており、全国と比較しても 6.0 ポイント下回っている状況です。

■女性の年齢階級別就業率の比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

■25-44 歳女性の就業率

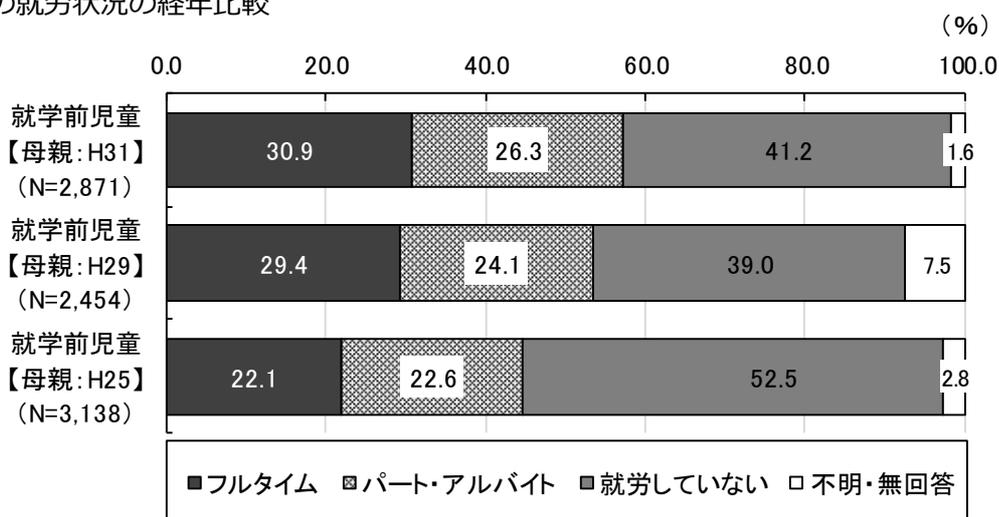
	女性人口	女性就業者数	就業率
東大阪市	59,563 人	35,669 人	59.9%
大阪府	1,153,010 人	692,666 人	60.1%
全国	15,690,181 人	10,344,404 人	65.9%

●母親の就労割合は平成 25 年調査と比較して、就労している方の割合が高くなっています。

アンケート調査より、母親の就労状況について平成 25 年調査（第 1 期計画策定時調査）と比較すると、「フルタイム」「パート・アルバイト」とともに割合が高くなっています。平成 29 年調査との比較ではおおむね同様の割合となっています。

本市の人口が減少傾向にある中で、平成 25 年調査と比較すると就労の割合が増加していることから、保育ニーズについても、引き続き一定のニーズ量が予想されます。

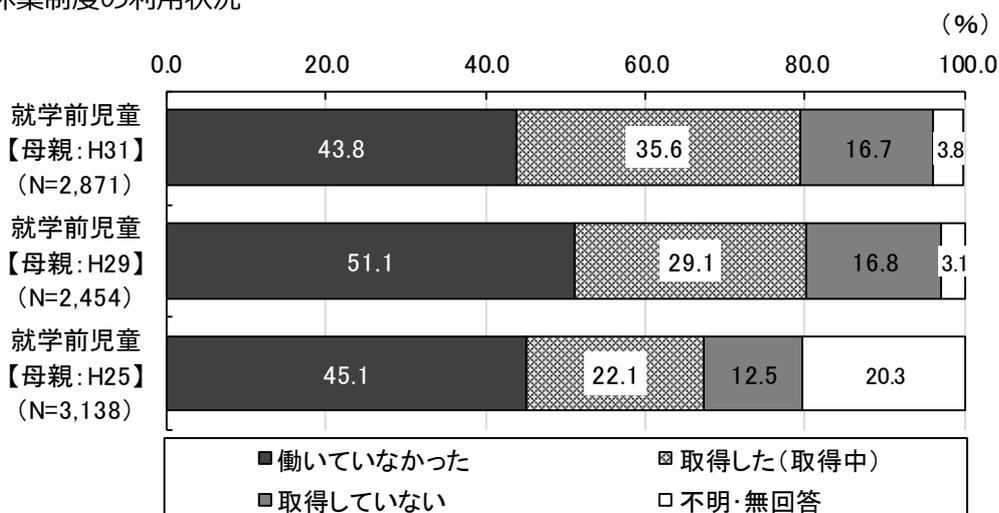
■母親の就労状況の経年比較



●子育てと就労のバランスのとれた支援体制が充実してきています。

母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中）」の割合は平成 25 年調査の 22.1%よりも、13.5 ポイント高い 35.6%となっており、育休を取得しやすい環境が整ってきたことがうかがえます。

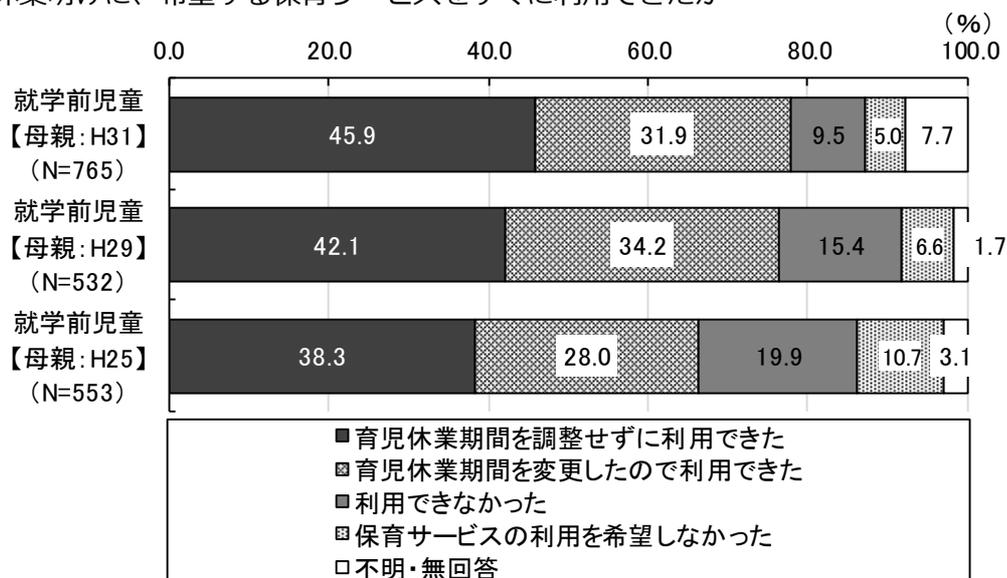
■育児休業制度の利用状況



●育児休業明けの保育サービスの利用状況は円滑に利用できている傾向がみられます。

育児休業明けの保育サービスの利用状況は、「育児休業期間を調整せずに利用できた」が平成 25 年調査の 38.3%から 7.6 ポイント高い 45.9%となっており、「利用できなかった」が 10.4 ポイント低い 9.5%となっており、希望する保育サービスを利用できている母親の割合が増加していることがうかがえます。

■育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか



3 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所等の児童数（2号認定・3号認定）

保育所等の児童数は、平成27年度の7,773人から令和元年度の8,560人と増加しており、年々増加傾向となっています。

いずれの年度も定員を超過しており、弾力化による対応で児童を受け入れています。

■保育所等の児童数と定員数・充足率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所児童数	7,773人	8,104人	8,398人	8,560人	8,560人
定員	7,474人	7,931人	8,323人	8,422人	8,459人
充足率	104.0%	102.2%	100.9%	101.6%	101.2%

※保育所等の児童数（2号認定・3号認定）には、認定こども園、小規模保育施設の利用者を含む

資料：東大阪市

(2) 幼稚園等の児童数（1号認定等）

幼稚園等の児童数は、平成27年度の5,582人から令和元年度は4,140人と減少しており、年々減少傾向となっています。

■幼稚園等の児童数と定員数・充足率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園児数	5,582人	5,038人	4,810人	4,411人	4,140人
定員数	8,999人	8,626人	7,242人	7,201人	6,997人
充足率	62.0%	58.4%	66.4%	61.3%	59.2%

※幼稚園等の児童数（1号認定）には、認定こども園の利用者を含む

資料：東大阪市



(3) 就学前の学校教育・保育施設の状況

第1期計画では、「幼保連携型認定こども園」を推進することによって、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行と「小規模保育施設」の施設整備を促進しました。就学前の学校教育・保育の確保方策として、保育の必要見込み量が3号認定（0～2歳）に集中していることから、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する際に3号認定の定員を設定すること及び「小規模保育施設」の整備をすることで供給体制の確保を図ることにしました。

令和元年度では幼保連携型認定こども園が39園、小規模保育施設が18園と、平成27年度から大きく増加しています。

■ 就学前の学校教育・保育施設数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間施設	幼保連携型認定こども園		11園	22園	32園	35園	39園
	幼稚園型認定こども園		2園	2園	3園	3園	3園
	保育所	54園	45園	38園	31園	29園	26園
	幼稚園	22園	18園	14園	10園	9園	8園
	小規模保育施設		5園	15園	17園	18園	18園
公立施設	幼保連携型認定こども園				2園	2園	3園
	幼稚園型認定こども園				1園	1園	1園
	保育所	12園	12園	12園	10園	9園	8園
	幼稚園	19園	19園	19園	9園	9園	8園

資料：東大阪市

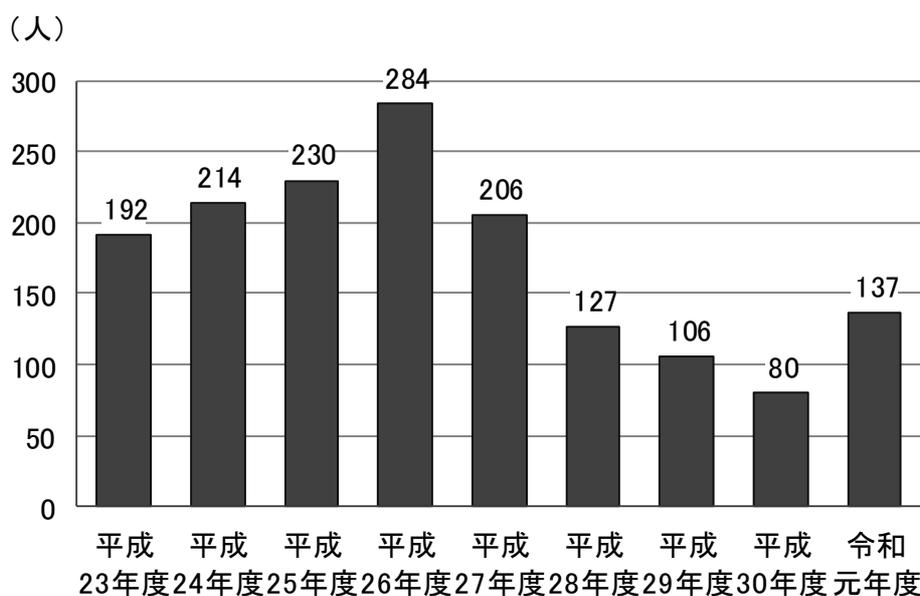


(4) 待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、平成 23 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあり、平成 26 年度で 284 人と過去 9 年間で最も多くなっています。その後減少に転じ、平成 30 年度に 80 人まで減少しましたが、令和元年度には再び増加し、137 人となっています。

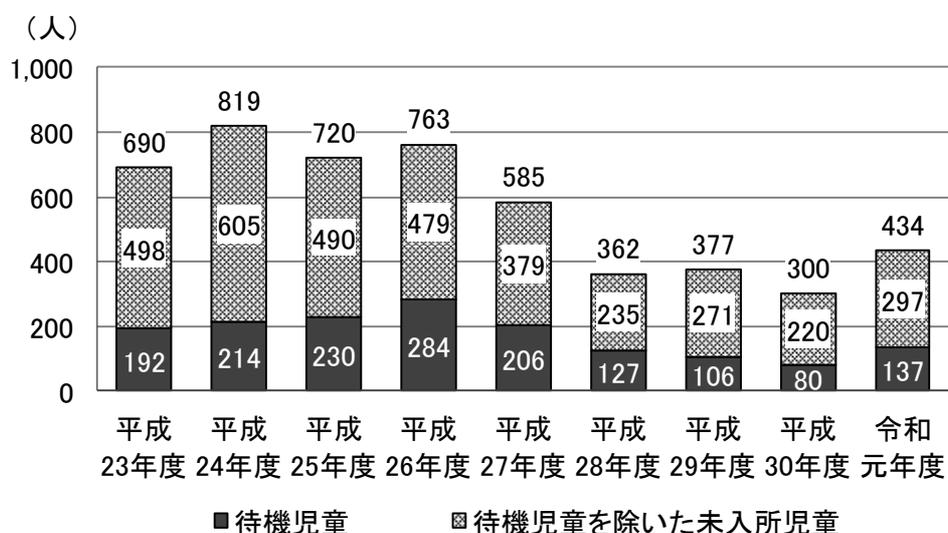
また、未入所児童は平成 24 年度の 819 人が過去 9 年間で最も多く、平成 30 年にかけて増減を繰り返しながら減少傾向となっています。令和元年度には再び増加し、434 人となっています。

■待機児童数の推移



資料：東大阪市（各年度 4 月 1 日）

■未入所児童数の推移

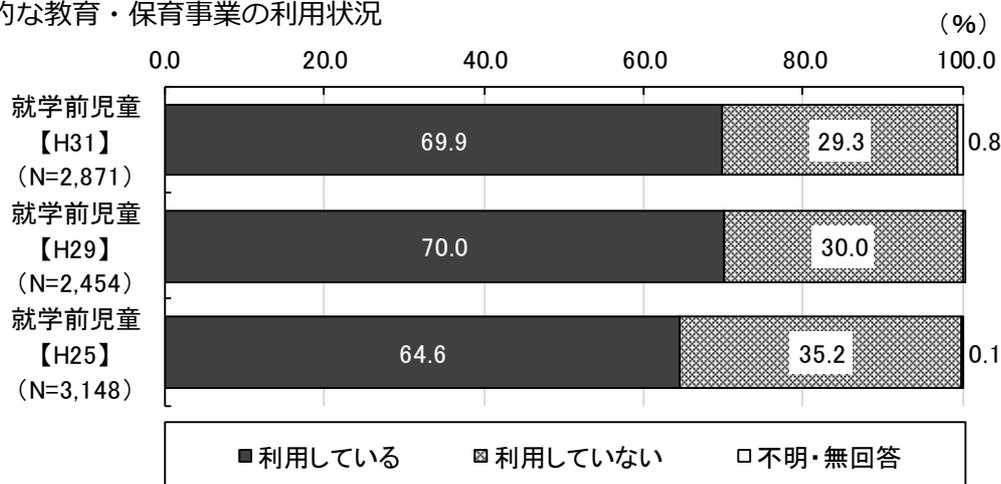


資料：東大阪市

●定期的な教育・保育事業の利用率は平成25年調査よりも高く、平成29年調査と同水準です。

アンケート調査より、定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成25年調査と比較して「利用している」の割合が5ポイント程度高く、平成29年調査とおおむね同様となっています。

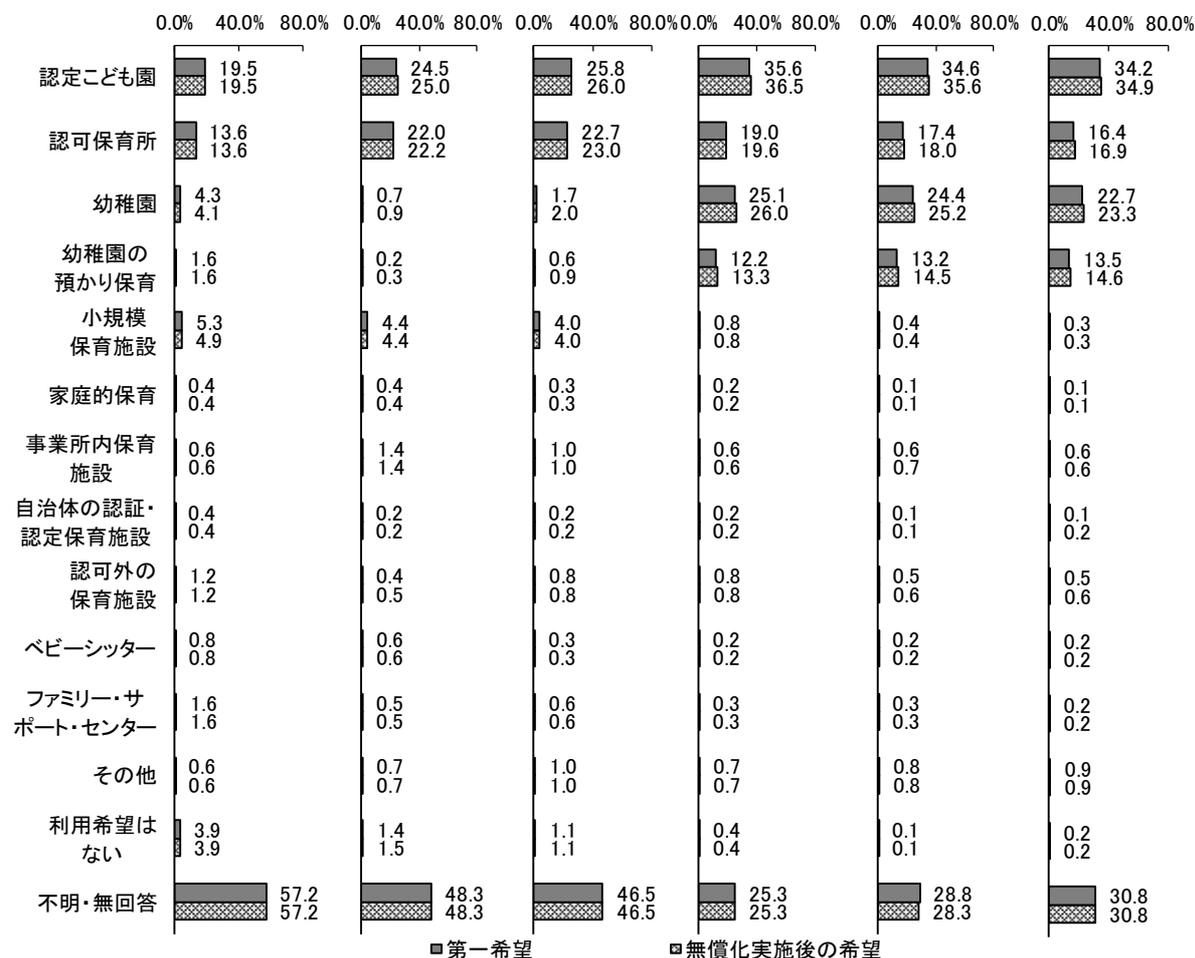
■定期的な教育・保育事業の利用状況



「定期的な教育・保育事業」の利用希望について、調査時点では、無償化の実施前後で大きな差はみられません。

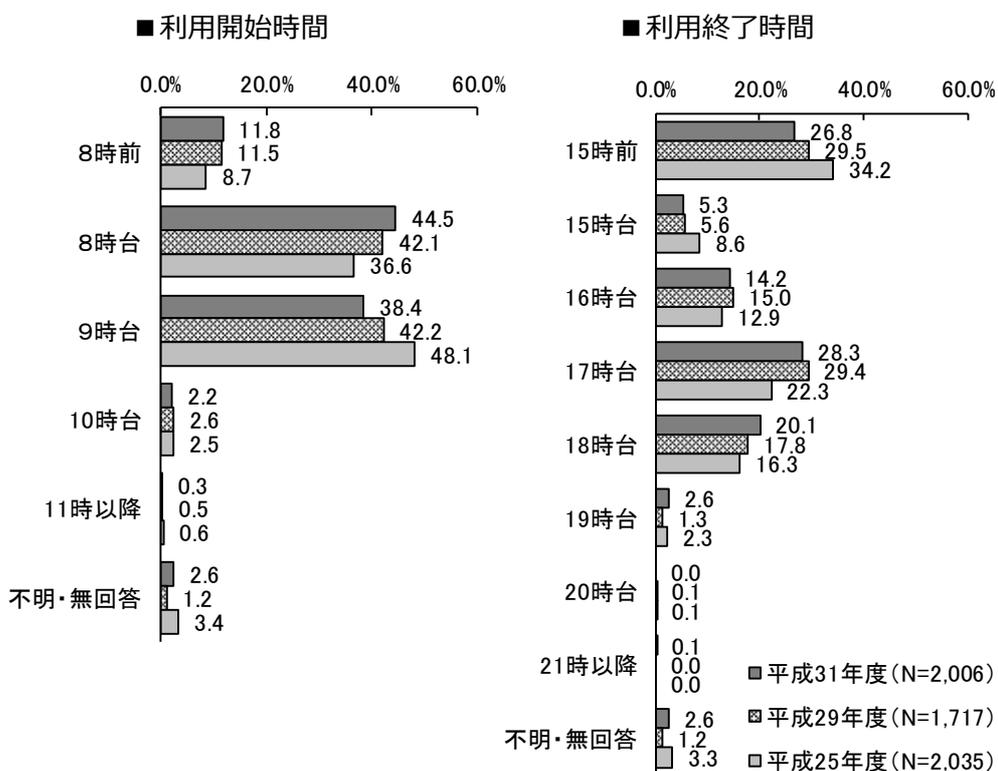
■利用を希望する「定期的な教育・保育事業」（無償化前の第一希望／無償化後の希望）

就学前児童【0歳】(N=493) 【1歳】(N=957) 【2歳】(N=1,433) 【3歳】(N=1,906) 【4歳】(N=2,397) 【5歳】(N=2,853)



●利用開始時間が年々早まっている傾向がみられ、今回調査では8時台がピークになっています。

定期的な教育・保育の利用開始時間については、利用開始時間が平成25年調査では9時台にピークがみられ、平成29年調査では8時台、9時台が同水準で高くなっていましたが、平成31年調査では8時台にピークがみられ、徐々に利用時間が早まっていることがうかがえます。一方、終了時間については大きな変化はみられませんでした。

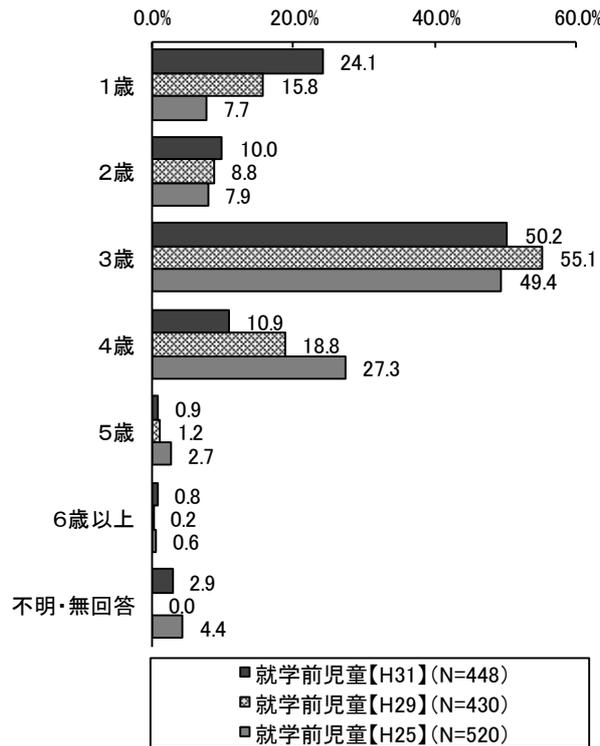


●利用を開始したい子どもの年齢は低年齢化がみられ、1歳からの利用意向が年々高まっています。

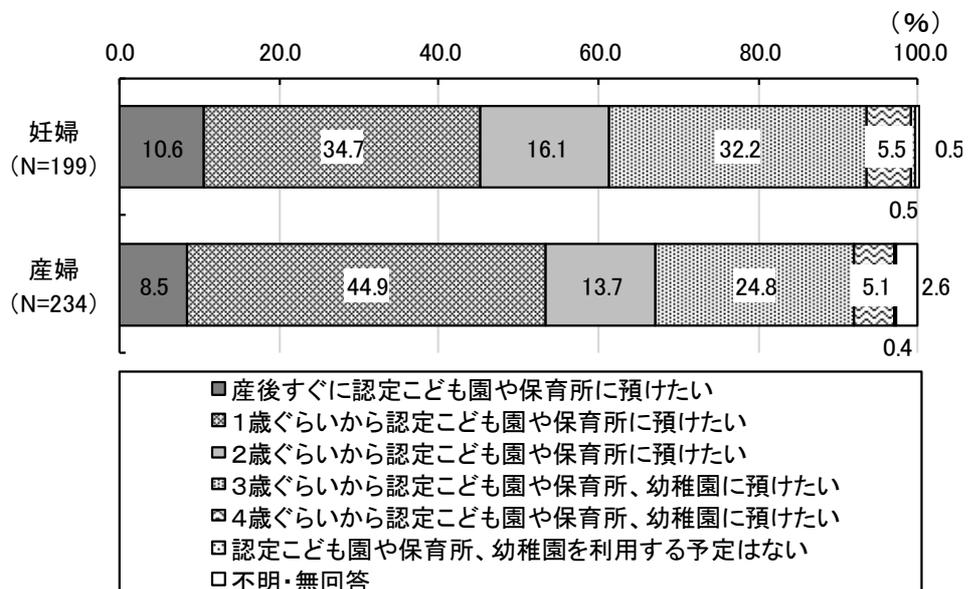
現在、定期的な教育・保育施設を利用していない方のうち、「子どもが小さいため」と回答した方について、子どもが何歳くらいになったら利用を希望するかでは、「3歳」が最も高い割合となっているものの、「1歳」についての割合は、平成25年調査より16.4ポイント高い24.1%となっています。

また、妊婦、産婦を対象とした調査でも、「1歳ぐらいから認定こども園や保育所に預けたい」の割合がそれぞれ最も高くなっており、3号認定の利用希望の高まりが予想されます。

■子どもが何歳くらいになったら教育・保育施設等の利用を希望するか



■定期的な教育・保育施設に預ける際の子どもの年齢



4 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

各保育所において、11時間の開所時間を超えた保育の希望がある方を受け入れることで、ニーズに対応したサービスを提供してきました。

■時間外保育事業（民間保育施設）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	64 園	77 園	83 園	76 園
延べ利用者数	67,919 人	73,103 人	81,991 人	118,645 人

資料：東大阪市

■時間外保育事業（公立保育所・認定こども園）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	14,263 人	14,379 人	15,518 人	16,400 人

資料：東大阪市

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成事業）

放課後児童健全育成事業（以下「留守家庭児童育成事業」という。）は、労働等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

本市においては、昭和 41 年度に青少年健全育成事業の一環として、いわゆる「カギっ子」対策として事業が始まり、昭和 61 年度には東大阪市留守家庭児童対策問題審議会の「家庭機能の充実、近隣地域社会機能の強化と積極的啓発活動が必要」等の答申を受けて、平成元年度より、学校と地域との協力のもとで自主的に運営する「運営委員会方式」での事業を開始しました。平成 27 年度には国の子ども・子育て支援新制度の実施にあわせ、基準条例の制定や高学年の受け入れ、すべての留守家庭児童育成クラブ（以下「クラブ」という。）の開所日数・時間の統一と拡充を実施しました。その後、地域住民の担い手不足や高齢化、社会状況の変化に伴う需要の拡大等から、事業の高度化・専門化に対応することが求められ、一部地域では、これまでの「運営委員会方式」での運営方法を見直し、民間事業者による事業運営を行うようになりました。

平成 30 年度からは、より質の高い安定的かつ継続的な運営を行うため、市の事業と位置付け、公募で選定した事業者による委託運営を行っています。

実施状況としては、市域全体としては定員が在籍児童数を上回っていますが、学校区別で見ると、一部の学校で入会希望者がクラブの定員を上回り待機児童が発生している状況があります。子ども・子育て支援新制度の実施による高学年児童の受け入れに伴い、すべてのクラブにおいて6年生までの児童を収容できるよう、平成 27 年度にプレハブ7箇所、教室改修 12 箇所、平成 28 年度にプレハブ6箇所、教室改修4箇所、平成 29 年度に教室改修2箇所、令和

元年度にプレハブ1箇所、教室改修3箇所と、年次的に施設整備を進めてきました。また、余裕教室の利用実績については、平成30年度には3校3教室、令和元年度には9校9教室を、学校の協力を得て確保しました。あわせて、毎年度、次年度1年生から6年生に進級する児童の保護者を対象に、入会希望調査を行い、その結果も踏まえながら、施設の整備と余裕教室の提供について学校と協議を図っています。

■ 留守家庭児童育成事業の実施状況

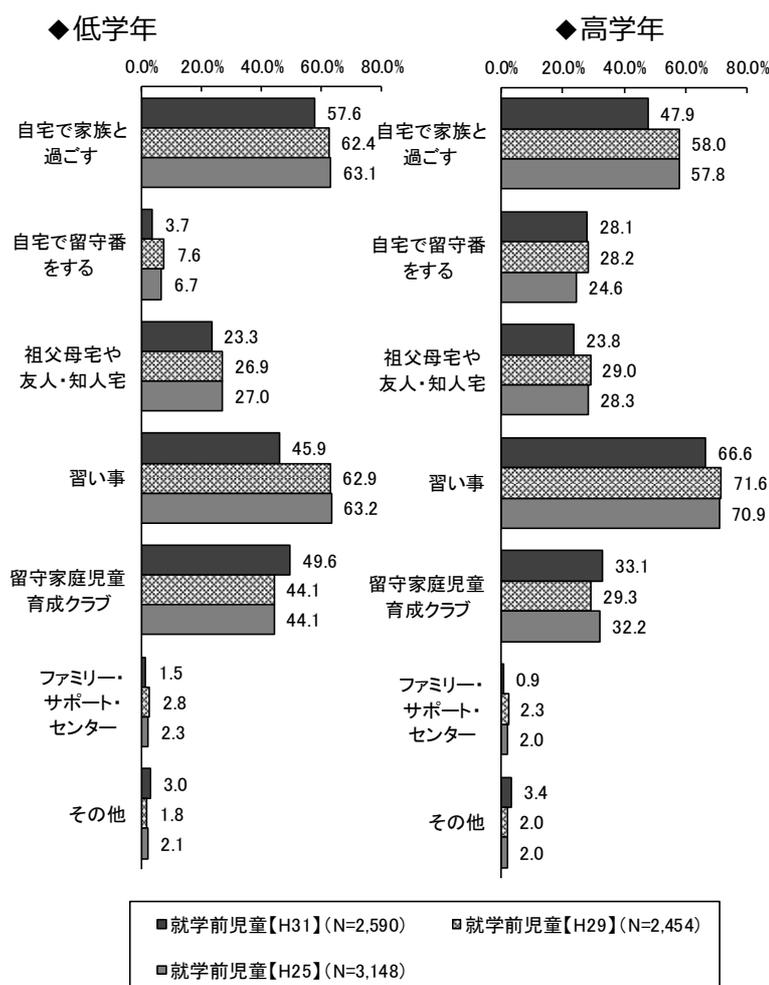
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	3,959人	3,959人	4,085人	4,172人
在籍児童数	3,139人	3,371人	3,525人	3,636人

資料：東大阪市

● 就学前児童を持つ保護者の留守家庭児童育成クラブの利用意向はこれまでの調査とおおむね同様の傾向です。

アンケート調査より、就学前児童の留守家庭児童育成クラブの利用意向は、低学年で49.6%、高学年で33.1%と、平成25年調査や平成29年調査と比較して、おおむね同様の傾向がみられます。

■ 小学校就学後の放課後の過ごしませ方（低学年／高学年）



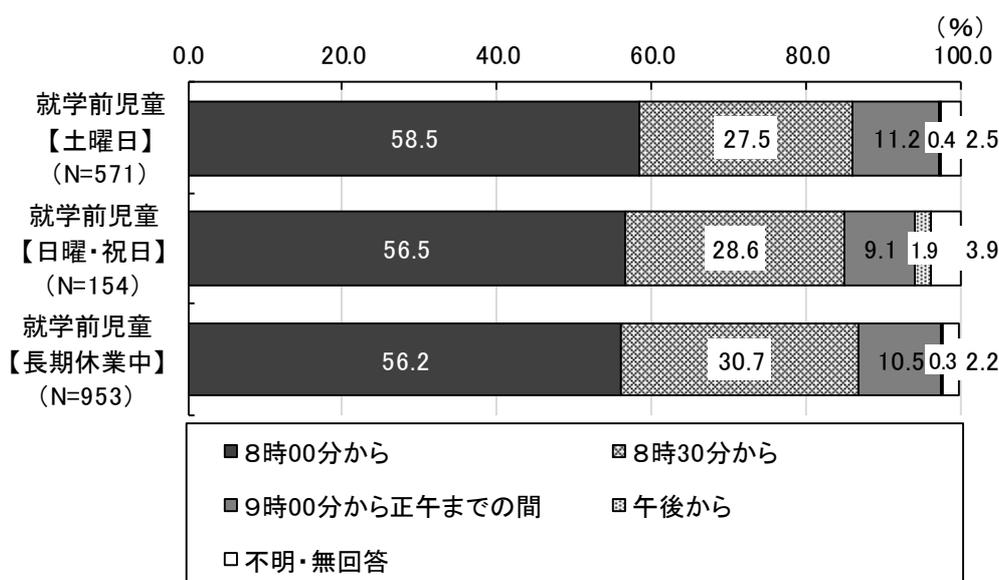
※不明・無回答を除いて集計しています

●土曜日、日曜・祝日、長期休業中は8時から預けたいという声が50%超となっています。

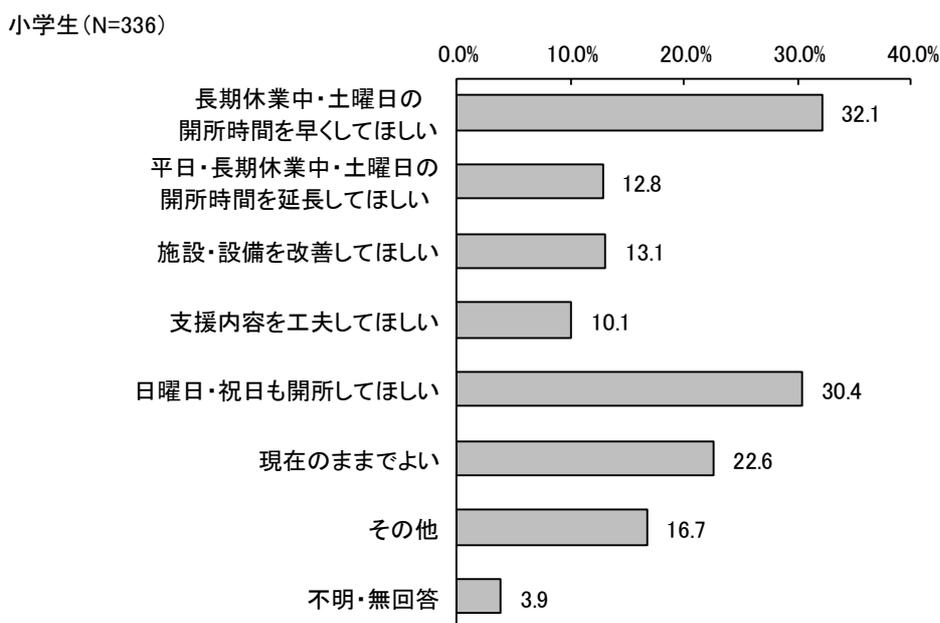
就学前児童の保護者が希望する留守家庭児童育成クラブの休日等の利用開始時間は、「8時00分から」が土曜日で58.5%、日曜・祝日で56.5%、長期休業中で56.2%となっており、現在実施している8時30分よりも早い時間からの利用希望がみられます。

また、小学生の保護者が留守家庭児童育成クラブに対して感じていることでも、「長期休業中・土曜日の開所時間を早くしてほしい」が32.1%、「日曜日・祝日も開所してほしい」が30.4%と、就学前児童と同様、一定のニーズがあることがうかがえます。

■留守家庭児童育成クラブの土曜、日曜・祝日、長期休業中の希望する利用開始時間（平成31年調査）



■留守家庭児童育成クラブに対して感じていること（平成31年調査）



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市においては、児童養護施設5施設、乳児院1施設にて、受け入れを実施しています。送迎手段の確保が困難な保護者に対する支援が課題となっており、支援策の検討が必要となっています。

■ 子育て短期支援事業の利用状況（延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ショートステイ	232 人日	192 人日	295 人日	328 人日
トワイライトステイ	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

資料：東大阪市

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

子育て支援センターについては、平成 30 年度は6箇所で開催しており、利用者の子どもの年齢が低くなっている状況がみられます。また、支援の場に出てこられない親子への支援が課題となっています。

つどいの広場については、平成 30 年度は 18 箇所で開催しており、子育て支援センターと同様に0、1 歳など低年齢の子どもの利用が増えています。

■ 地域子育て支援センターの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所	6 箇所
延べ利用者数	103,607 人	102,941 人	127,642 人	122,507 人
旭町	36,670 人	35,001 人	34,018 人	34,375 人
荒本	16,010 人	15,205 人	9,185 人	8,631 人
長瀬	16,863 人	16,820 人	14,586 人	11,982 人
鴻池	13,468 人	13,649 人	12,216 人	11,003 人
楠根	20,596 人	22,266 人	20,068 人	18,817 人
布施			37,569 人	37,699 人

資料：東大阪市

■つどいの広場の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	17 箇所	17 箇所	18 箇所	18 箇所
延べ利用者数	40,405 人	45,123 人	41,587 人	40,857 人

資料：東大阪市

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育です。

一時預かり事業（一般型）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（一般型）においては、公立、民間保育施設ともに、体制の確保において保育士不足の課題がみられます。

■一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間認定こども園	48,713 人	65,260 人	83,313 人	89,959 人
公立幼稚園	21,439 人	14,168 人	10,355 人	9,452 人
公立幼保連携型 認定こども園			2,988 人	3,155 人
公立幼稚園型 認定こども園			2,411 人	1,456 人

資料：東大阪市

■一時預かり事業（一般型）の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就労型	公立保育施設	3,073 人	3,992 人	1,409 人	2,309 人
	民間保育施設	18,454 人	14,702 人	14,128 人	9,700 人
リフレクシユ型	公立保育施設	813 人	605 人	1,350 人	905 人
	民間保育施設	2,314 人	1,200 人	880 人	1,493 人

資料：東大阪市

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

女性の就労が増え女性の活躍が進む中で事業の必要性は高く、受け入れ体制を充実させる必要はあるものの、平成30年度より病児保育室が1箇所閉鎖しており、新たな施設の開設には至っていません。また、病後児保育のサービスについても休止状態が続いたため提供ができませんでした。

■病児保育の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
延べ利用児童数	2,485人日	2,459人日	2,472人日	2,070人日

資料：東大阪市

■病後児保育の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用児童数	43人日	25人日	48人日	0人日

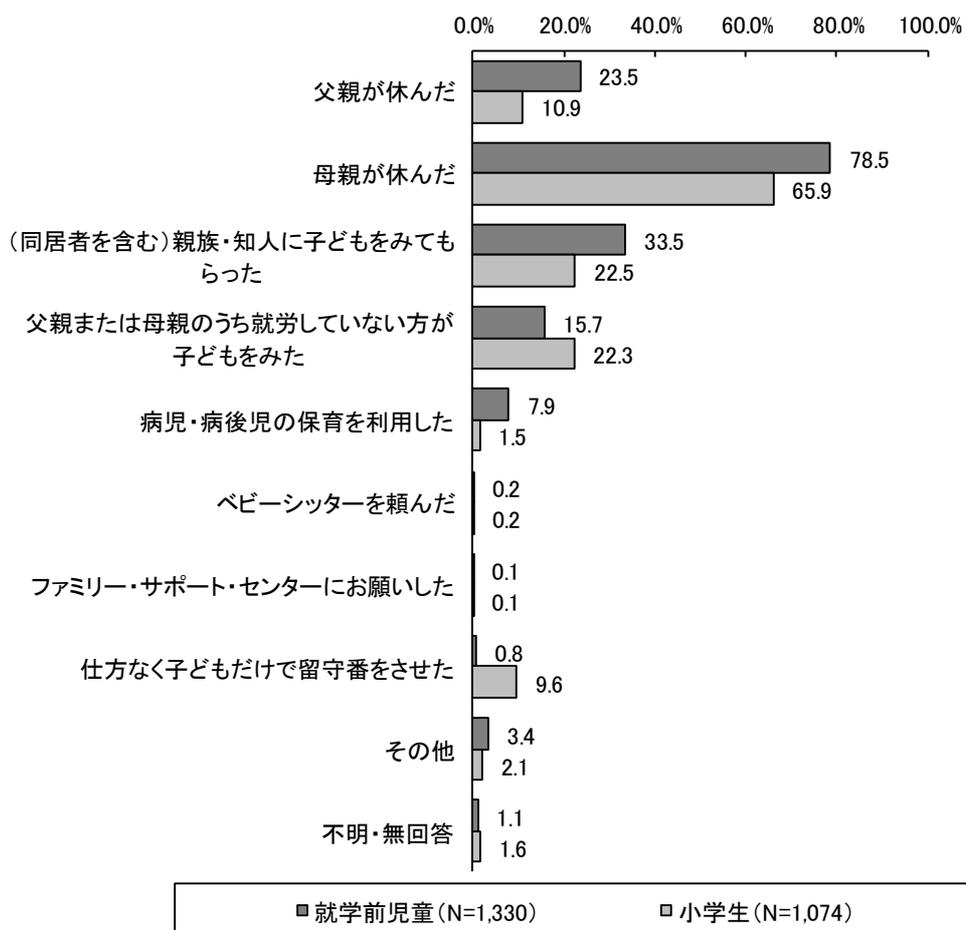
資料：東大阪市



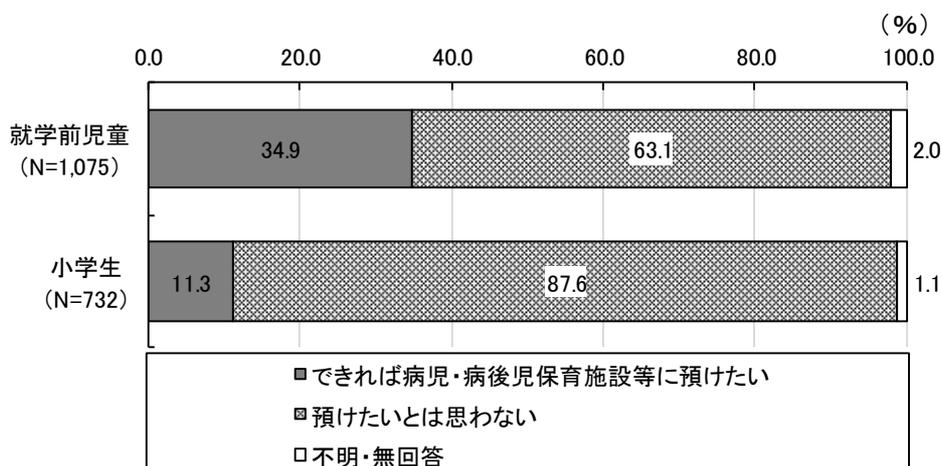
●母親が仕事を休んで対応するケースが多く、病児・病後児保育の利用希望は3割台となっています。

病気・病後の際の対応について、アンケート調査では、「母親が休んだ」が就学前児童・小学生ともに最も高く、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童で7.9%、小学生で1.5%となっています。病児・病後児保育施設等の利用意向は就学前児童で34.9%、小学生で11.3%となっています。

■病児・病後児等の対応（平成31年調査）



■病児・病後児保育施設等の利用意向（平成31年調査）



●病児保育施設等への不安や、利用したいときに利用できない状況がみられます。

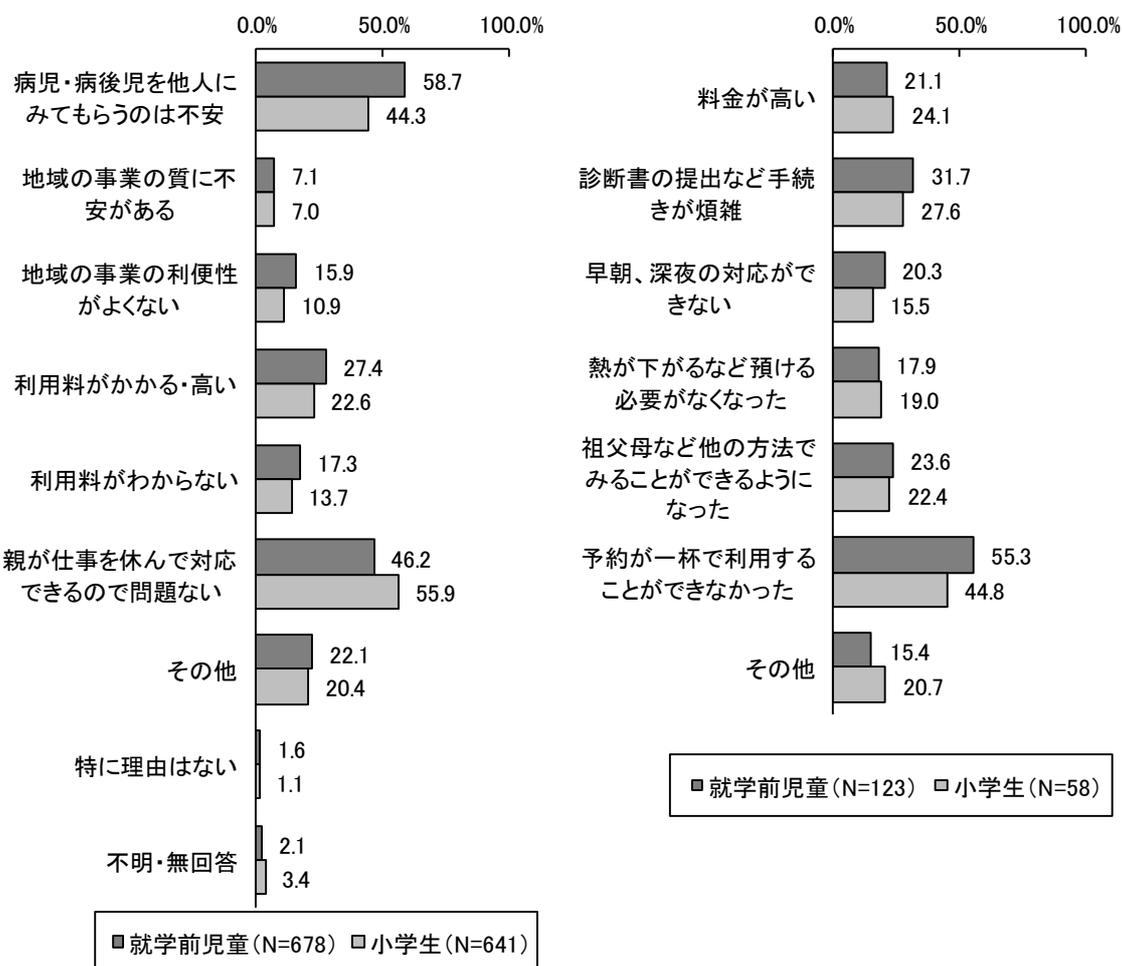
預けたいと思わない理由は「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が就学前児童で最も高く、「親が仕事を休んで対応できるので問題ない」が小学生で最も高くなっています。

病児保育施設等の利用を申し込んで利用しなかった方の理由については、「予約が一杯で利用することができなかった」が就学前児童、小学生ともに最も高くなっています。

病児・病後児については、突発的な利用希望が出てくるため、利用したいときに利用することができる体制を整えることが大切です。

■病児保育施設等に預けたいと思わない理由 (平成 31 年調査)

■病児保育施設等の利用を申し込んで、利用しなかった理由 (平成 31 年調査)



(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者とを相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業は子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と依頼内容を引き受ける方（援助会員）の、相互の支援事業であるため、年度によって登録会員数と援助活動にばらつきがあります。平成30年度は406件の登録会員数に対し、援助活動は1,488件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録会員数	512人	478人	543人	406人
援助活動	2,011件	2,289件	1,697件	1,488件

資料：東大阪市

(8) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

各福祉事務所や本庁に子育てサポーターを配置するとともに、地域に出向いて、子育て情報の提供や相談等に応じる体制を確保しました。出張相談は、乳幼児健診、子育て支援センター、つどいの広場、園庭開放等で実施しています。

■利用者支援事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所
配置人数	6人	7人	7人	7人

資料：東大阪市

■利用者支援事業の相談件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
窓口・電話相談	5,587件	3,867件	2,925件	3,645件
出張相談(件)	171件	1,086件	1,495件	1,829件
相談件数合計	5,758件	4,953件	4,420件	5,474件
出張相談(回)	143回	572回	678回	711回

資料：東大阪市

(9) 妊婦健診事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(1)健康状態の把握、(2)検査計測、(3)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成28年度より妊婦健康診査の助成を増額(10万円から12万円)し、産後健診及び多胎児を妊娠している妊婦の妊婦健診受診券追加交付、妊婦歯科健診の補助を開始しました。また、府外での乳児一般健診、産後健診については、償還払いを実施するなど、健診を受けやすい体制を整えました。さらに、平成30年度より産後健診を産婦健診として2回に増やし助成を増額(4千円1回から5千円2回)し、健診を受けやすい体制を整えました。

■妊婦健診事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診回数	44,064回	43,192回	42,465回	41,372回

資料：東大阪市

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

毎年二一ズに対応する訪問を実施しており、平成30年度で3,200人の実施となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施数	3,525人	3,449人	3,291人	3,200人

資料：東大阪市

(11) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

支援が必要な家庭を見落とさないよう把握し支援につなげていくことが重要であり、1家庭6回の訪問を原則とし、平成30年度では11家庭に対し60回訪問しました。

■養育支援訪問事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援家庭	42家庭	28家庭	11家庭	11家庭
訪問回数	255回	111回	62回	60回

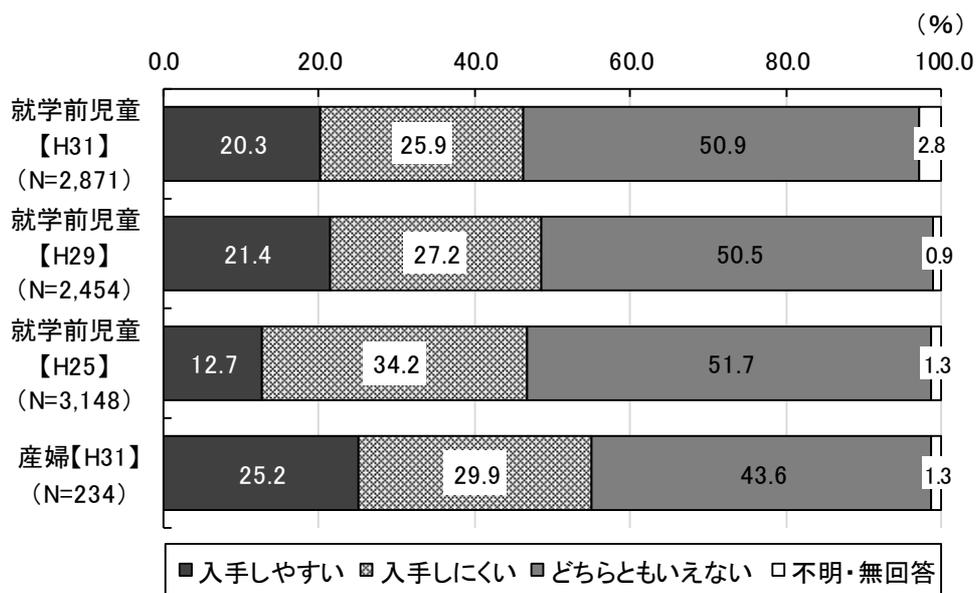
資料：東大阪市

●情報の入手のしやすさは、平成 25 年調査よりも 8 ポイント程度改善しています。

アンケート調査より、情報の入手のしやすさについて、就学前児童の保護者では、「入手しやすい」は平成 25 年調査よりも 7.6 ポイント高く、平成 29 年調査とおおむね同水準の結果となっています。

一方、産婦については、「入手しやすい」が 25.2%となっており、就学前児童よりも情報が入手しやすいという回答の割合が高くなっています。但し、どちらの対象についても、「どちらともいえない」がともに最も高い割合となっています。

■子育てに関する情報の入手のしやすさ



5 第1期計画の振り返り

(1) 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

◆認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携強化

平成31年4月から小中一貫教育がスタートし、より一層幼児期からの連続した教育が求められる中、幼児期の質の高い学校教育・保育の提供に向けて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携がさらに重要となっています。

幼児期から学童期まで連続性のある教育が提供できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、接続イメージの共有化を図るためのポスター等を作成しました。また、校種を超えて研修に参加できるよう校種間で研修情報を共有したり、民間施設とも情報共有を行うことで学ぶ機会を増やし、市内の子どもに関わる教員等がともに質の向上を図れるよう、進めてきました。

◆巡回支援事業の実施による質の向上

保育事業者への巡回支援事業は、小規模保育施設や認可外保育施設を対象に保育事故防止に関する助言や日常の保育についての助言等を実施するため、平成30年度から実施してきました。平成30年度は保育士、管理栄養士がそれぞれ1名での体制でしたが、令和元年度からそれぞれ2名体制として体制の強化を図り、質の高い学校教育・保育の提供の実現に努めてきました。

企業主導型保育施設は市内に35施設あり、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行っています。企業主導型保育施設に対しても、質の向上のため巡回支援事業を実施してきました。

◆特定教育・保育施設の改修

安全で安心した環境で学校教育・保育ができるよう、老朽化・耐震化施設の整備を行いました。引き続き、老朽化している施設や耐震基準に満たない施設を中心に建て替えや改修等の対応を図ることが重要となります。

◇評価と課題

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き企業主導型保育施設等の多様な主体の参入促進を図る必要があります。新たに保育事業に参入する事業者に対し、巡回支援事業や指導・監査体制を充実させ、乳幼児における質の高い学校教育・保育の提供の実現に向けて推進することが重要となります。

(2) 待機児童の解消

◆特定教育・保育施設等の整備

本市の待機児童は、第1期計画を策定した平成26年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度から合計36施設（認定こども園：11園、小規模保育施設：18園、老朽化に伴う民間保育施設の増改築：7箇所）の整備を行い、待機児童の解消に努めてきました。

また、小規模保育施設の整備を推進するにあたり、卒園後の連携施設の確保が課題となっていました。令和2年度に岩田幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行することで小規模保育施設の連携施設を確保することができ、令和元年度に2園の整備を行いました。

◆保育人材の確保と育成

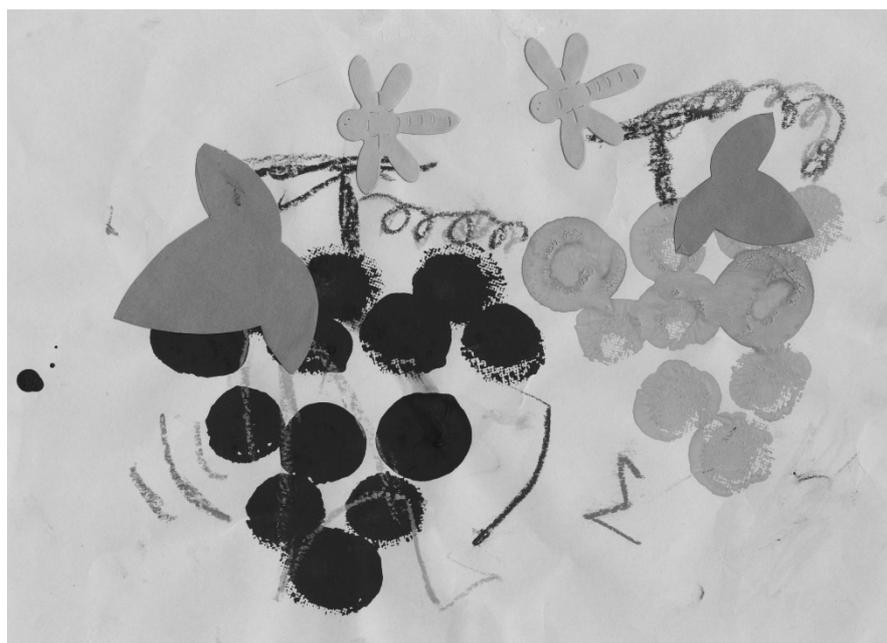
保育ニーズの高まりに対応できるだけの保育人材の確保については、保育人材マッチング事業や子育て支援員養成研修、処遇改善等を実施していますが、依然として大きな課題となっています。こうした状況から、令和元年度より「東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業」や「東大阪市保育補助者雇上強化事業」「東大阪市保育体制強化事業」を新たに実施しています。

◇評価と課題

施設整備を進めてきたことにより、待機児童数は着実に減少しています。平成30年度に整備した施設が令和2年度より開園されることから、令和元年度は一時的に待機児童が増加しましたが、本計画期間中に待機児童は発生しない見込みです。

一方で、保育人材の不足は大きな問題となっており、一時預かり事業等にも影響が出ています。

引き続き待機児童の解消に向けて、保育人材の確保を進めるとともに、民間事業者等の多様な主体が参入できるよう各事業を展開していくことが重要となります。



(3) 在宅での子育て支援の充実

◆子育て支援拠点事業の充実

在宅で子育てをする方の孤立防止や子育て負担の軽減に向けて、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施してきました。

つどいの広場は、平成 27 年度に A 地域に、平成 30 年度に D 地域にそれぞれ 1 箇所開設し、令和元年度時点で 18 箇所にて実施しています。

子育て支援センターについては、平成 29 年度に布施地区に 1 箇所開設し、令和元年度時点で 6 箇所にて実施しています。また、A 地域へ新たに子育て支援センターの整備を計画しており、本計画期間中の開設を目指しています。

在宅子育て家庭の座談会（資料編参照）において、子育て支援センターやつどいの広場が普段の情報収集先や相談先、普段利用している施設として活用されているという声も多く、引き続き多くの方が安心して子育てをすることができるよう、事業の充実を図ります。

◆安心して子どもを預けられる支援

一時預かり事業について、利用を希望する方が利用できるよう、特定教育・保育施設以外での事業の拡充を図り、平成 30 年度からつどいの広場でも事業を開始しました。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用したい保護者のニーズに対して、一定数の供給ができています。

(4) その他

病児保育事業について、平成 30 年度に 1 箇所閉鎖しており、病後児保育施設についても、看護師及び保育士の不足により休室中となっています。

◇評価と課題

つどいの広場等においては、利用している子どもの低年齢化がみられるため、乳幼児やその保護者にとって利用しやすい施設整備・運営をしていくことが重要となります。

在宅で子育てしている方の情報元として、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることがわかりました。広報誌や子育てアプリについては、活用している方とそうでない方がおり、周知とよりわかりやすい情報発信の方法を検討することが課題となっています。

また、在宅子育て家庭の座談会において、自分が子どもをみられないときの対応として、「家族に預ける」という回答が多く、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用したことがない方の理由としては、「事業を知らない」「不安だから」という意見もあり、事業の周知や安心して利用できる体制の充実が重要となります。

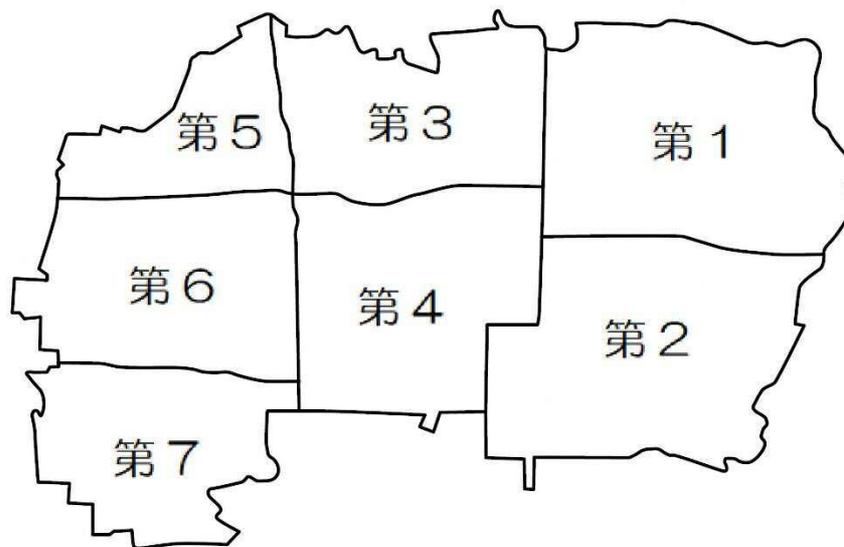
第4章 事業計画の具体的な取組

1 就学前の学校教育・保育の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定の考え方

提供区域とは、就学前の学校教育・保育等の事業量の確保のための需給調整にかかる区域のことで、地理的条件、人口、現在の各事業の利用状況、その他社会的条件を勘案し、小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用できることが可能な区域を設定することが大切です。なお、区域外であっても、通園や事業の利用には差し支えありません。

また、提供区域は、教育・保育等の需要量の変化に対して、できる限り柔軟に対応ができるように、第1期計画を踏襲して、下図の第1整備圏域から第7整備圏域までの7つの整備圏域を設定します。



提供区域	中学校区・義務教育学校区
第1整備圏域	石切・孔舎衛
第2整備圏域	池島学園・縄手・縄手北・くすは縄手南校・枚岡
第3整備圏域	盾津・盾津東
第4整備圏域	英田・玉川・花園・若江
第5整備圏域	楠根
第6整備圏域	意岐部・小阪・新喜多・高井田・長栄・布施
第7整備圏域	柏田・金岡・上小阪・長瀬・弥刀

(2) 就学前の学校教育・保育の提供区域の設定について

就学前の学校教育・保育提供区域の設定にあたっては、第1期計画において、中学校区・義務教育学校区単位で利用実績を把握し、リージョンを1単位として提供区域を設定してきました。

本計画においても引き続き、中学校区・義務教育学校区単位での利用実績を把握し、整備圏域を提供区域として設定します。

■就学前の学校教育・保育の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定(3～5歳:教育)	整備圏域	利用実績の把握等については「中学校区・義務教育学校区」とし、整備にあたっては、整備圏域を基準とします。
2号認定(3～5歳:保育)		
3号認定(0～2歳:保育)		

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、第1期計画を踏襲し、原則、市域全体を提供区域として設定します。

留守家庭児童育成事業については小学校区での配置を基本としてきたことから、引き続き小学校区を提供区域とし、地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターのない地域もあるため、就学前の学校教育・保育と同様に整備圏域を提供区域として設定します。

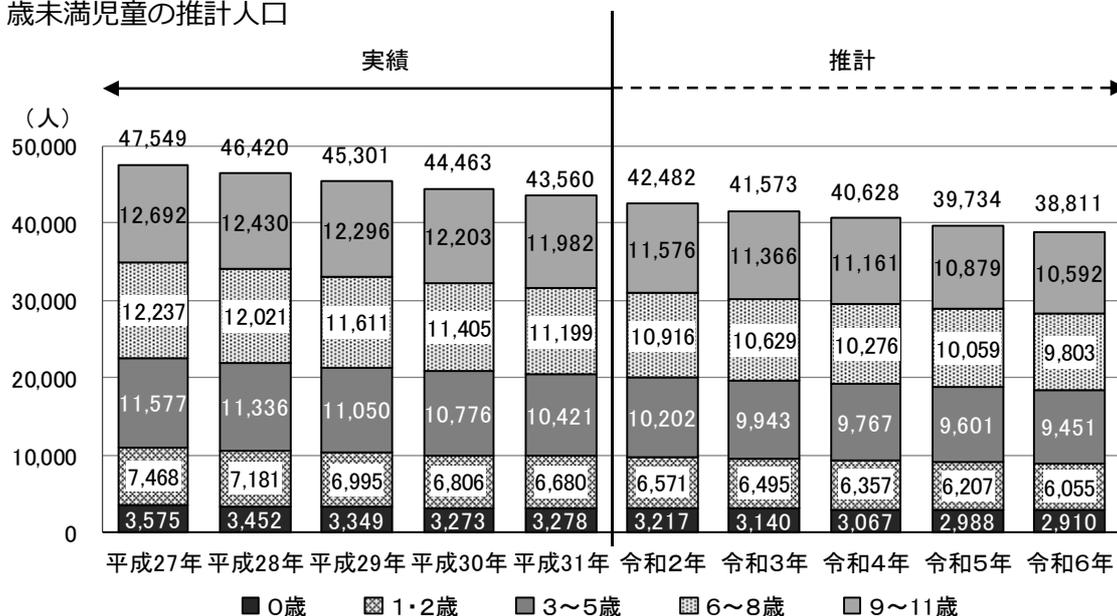
■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
時間外保育事業(延長保育事業)	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
留守家庭児童育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とします。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	整備圏域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、整備圏域を基準とします。
一時預かり事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健診事業		
利用者支援事業		

(4) 人口推計

12歳未満児童の推計人口についてみると、令和2年以降も人口減少が続き、令和5年に40,000人を切り、本計画期間の終了年である令和6年では38,811人となる見込みです。

■ 12歳未満児童の推計人口



■ 12歳未満児童の推計人口

単位：人

	実績					推計(計画期間)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	3,575	3,452	3,349	3,273	3,278	3,217	3,140	3,067	2,988	2,910
1歳	3,683	3,566	3,469	3,386	3,313	3,299	3,237	3,160	3,086	3,007
2歳	3,785	3,615	3,526	3,420	3,367	3,272	3,258	3,197	3,121	3,048
3歳	3,808	3,756	3,563	3,498	3,408	3,339	3,245	3,231	3,171	3,095
4歳	3,808	3,773	3,741	3,549	3,487	3,391	3,322	3,228	3,215	3,155
5歳	3,961	3,807	3,746	3,729	3,526	3,472	3,376	3,308	3,215	3,201
6～8歳	12,237	12,021	11,611	11,405	11,199	10,916	10,629	10,276	10,059	9,803
9～11歳	12,692	12,430	12,296	12,203	11,982	11,576	11,366	11,161	10,879	10,592
就学前計	0～5歳	22,620	21,969	21,394	20,855	20,379	19,990	19,578	18,796	18,416
小学生計	6～11歳	24,929	24,451	23,907	23,608	23,181	22,492	21,995	21,437	20,938
合計	0～11歳	47,549	46,420	45,301	44,463	43,560	42,482	41,573	40,628	39,734

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

※推計人口については、各4月1日時点の住民基本台帳各歳別人口より算出

(5) 需要量算出方法の概要

就学前児童の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたり、アンケート調査を踏まえて、国の手引き書に基づき、家庭ごとの潜在的ニーズを勘案し、算出しました。

平成 25 年調査と平成 29 年調査、平成 31 年調査を比べて、共働き家庭が著しく増加していたことから、本市独自の推計方法として、保護者の就労状況の変化を勘案し試算しています。



2 就学前の学校教育・保育の需要量と供給体制について

(1) 就学前の学校教育・保育の必要見込み量と供給量等

就学前の学校教育・保育の需要量を算出する過程において、保護者の就労状況の経年変化を踏まえています。令和2年度から令和6年度にかけての利用率は、3～5歳児は各年度94.2%になっていますが、0歳児では23.2%から26.2%へ増加、1・2歳児では45.0%から49.2%へ増加していく傾向となっています。各年度における需要量と供給量を見積もり、供給量から需要量を差し引いた値を必要見込み量として算出しました。

国際化の進展に伴い、海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚の児童等の外国につながる児童の増加が見込まれることを踏まえ、当該児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要に応じて支援を行います。

①市全体の需要量についての経年変化

■ 3～5歳児の就学前教育・保育の需要量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (認定こども園 及び幼稚園)	4,230	4,124	4,051	3,982	3,921
2号認定 (幼稚園利用の希望が 強いと想定される方)	343	333	327	321	316
2号認定 (認定こども園 及び保育所(園))	5,034	4,906	4,819	4,737	4,664
需要量の合計	9,607	9,363	9,197	9,040	8,901
児童数	10,202	9,943	9,767	9,601	9,451
利用率	94.2%	94.2%	94.2%	94.2%	94.2%

■ 0歳児の就学前教育・保育の需要量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定(0歳)	745	750	756	758	762
児童数	3,217	3,140	3,067	2,988	2,910
利用率	23.2%	23.9%	24.6%	25.4%	26.2%

■ 1・2歳児の就学前教育・保育の需要量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定(1・2歳)	2,955	2,989	2,992	2,990	2,980
児童数	6,571	6,495	6,357	6,207	6,055
利用率	45.0%	46.0%	47.1%	48.2%	49.2%

②市全体の年度ごとの需要量

■年度ごとの就学前教育・保育の需要量

単位：人

令和2年度	3～5歳			0歳	1・2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号
需要量 [a]	4,230	343	5,034	745	2,955
供給量 [b]	6,210	5,452		853	3,119
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	1,980	75		108	164

令和3年度	3～5歳			0歳	1・2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号
需要量 [a]	4,124	333	4,906	750	2,989
供給量 [b]	6,212	5,493		824	3,141
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,088	254		74	152

令和4年度	3～5歳			0歳	1・2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号
需要量 [a]	4,051	327	4,819	756	2,992
供給量 [b]	6,212	5,476		818	3,078
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,161	330		62	86

令和5年度	3～5歳			0歳	1・2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号
需要量 [a]	3,982	321	4,737	758	2,990
供給量 [b]	6,212	5,476		818	3,001
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,230	418		60	11

令和6年度	3～5歳			0歳	1・2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号
需要量 [a]	3,921	316	4,664	762	2,980
供給量 [b]	6,212	5,388		818	3,001
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,291	408		56	21

③中学校区・整備圏域別の需要量【1号認定・2号認定】

需要量は中学校区・義務教育学校区単位で把握し、整備圏域を基準として供給体制を確保していきます。令和2年度から令和6年度までを整備圏域ごとにみると、1号認定・2号認定の需要量に対する供給量はいずれも上回っています。

■令和2年度の3～5歳児の就学前教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	1号認定				2号認定					
		需要量[a]	供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	
						幼稚園利用希望	保育	合計			
石切	第1	223	525	302	220	28	183	211	171	▲40	9
孔舎衛		201	119	▲82		8	122	130	179	49	
池島学園	第2	103	144	41	226	6	163	169	117	▲52	2
縄手		121	15	▲106		15	84	99	59	▲40	
縄手北		115	286	171		5	118	123	150	27	
くすは 縄手南校		152	224	72		5	156	161	177	16	
枚岡		256	304	48		3	262	265	316	51	
盾津	第3	380	528	148	26	58	432	490	701	211	29
盾津東		278	156	▲122		27	304	331	149	▲182	
英田	第4	225	346	121	105	66	284	350	409	59	15
玉川		249	99	▲150		17	162	179	230	51	
花園		205	324	119		19	214	233	254	21	
若江		125	140	15		11	168	179	63	▲116	
楠根	第5	245	486	241	241	13	356	369	386	17	17
意岐部	第6	137	0	▲137	1,066	5	80	85	269	184	2
小阪		100	316	216		11	384	395	314	▲81	
新喜多		174	774	600		5	229	234	185	▲49	
高井田		130	311	181		10	235	245	207	▲38	
長栄		138	195	57		5	248	253	169	▲84	
布施		196	345	149		4	128	132	202	70	
柏田	第7	75	125	50	96	2	146	148	198	50	1
金岡		118	240	122		3	31	34	186	152	
上小阪		81	193	112		12	280	292	188	▲104	
長瀬		82	0	▲82		3	148	151	0	▲151	
弥刀		121	15	▲106		2	117	119	173	54	
合計		4,230	6,210	1,980	1,980	343	5,034	5,377	5,452	75	75

■令和3年度の3～5歳児の就学前教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	1号認定				2号認定					
		需要量[a]	供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]		需要量[a]			供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	
						幼稚園利用希望	保育	合計			
石切	第1	217	525	308	225	27	180	207	171	▲36	17
孔舎衙		202	119	▲83		8	118	126	179	53	
池島学園	第2	107	144	37	250	6	171	177	117	▲60	18
縄手		115	15	▲100		14	78	92	59	▲33	
縄手北		116	286	170		4	124	128	150	22	
くすは縄手南校		149	224	75		5	156	161	177	16	
枚岡		238	306	68		2	246	248	321	73	
盾津	第3	372	528	156	37	55	410	465	701	236	68
盾津東		275	156	▲119		27	290	317	149	▲168	
英田	第4	207	346	139	137	66	281	347	445	98	61
玉川		244	99	▲145		17	162	179	230	51	
花園		194	324	130		18	207	225	254	29	
若江		127	140	13		12	168	180	63	▲117	
楠根	第5	227	486	259	259	12	337	349	386	37	37
意岐部	第6	134	0	▲134	1,073	5	75	80	269	189	26
小阪		100	316	216		11	393	404	314	▲90	
新喜多		167	774	607		4	219	223	185	▲38	
高井田		123	311	188		11	227	238	207	▲31	
長栄		134	195	61		5	240	245	169	▲76	
布施		210	345	135		4	126	130	202	72	
柏田	第7	70	125	55	107	3	137	140	198	58	27
金岡		119	240	121		2	32	34	186	152	
上小阪		72	193	121		10	265	275	188	▲87	
長瀬		83	0	▲83		3	148	151	0	▲151	
弥刀		122	15	▲107		2	116	118	173	55	
合計		4,124	6,212	2,088	2,088	333	4,906	5,239	5,493	254	254

■令和4年度の3～5歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	1号認定				2号認定					
		需要量[a]	供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]		需要量[a]			供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	
						幼稚園利用希望	保育	合計			
石切	第1	209	525	316	238	25	173	198	171	▲27	26
孔舎衙		197	119	▲78		8	118	126	179	53	
池島学園	第2	113	144	31	272	6	182	188	117	▲71	27
縄手		110	15	▲95		13	75	88	59	▲29	
縄手北		106	286	180		4	117	121	150	29	
くすは縄手南校		144	224	80		5	152	157	177	20	
枚岡		230	306	76		2	241	243	321	78	
盾津	第3	373	528	155	37	54	409	463	701	238	72
盾津東		274	156	▲118		27	288	315	149	▲166	
英田	第4	202	346	144	142	65	279	344	445	101	61
玉川		242	99	▲143		19	162	181	230	49	
花園		191	324	133		17	202	219	254	35	
若江		132	140	8		12	175	187	63	▲124	
楠根	第5	220	486	266	266	12	333	345	386	41	41
意岐部	第6	133	0	▲133	1,096	5	74	79	269	190	60
小阪		97	316	219		11	371	382	314	▲68	
新喜多		163	774	611		4	215	219	185	▲34	
高井田		121	311	190		11	213	224	207	▲17	
長栄		133	195	62		5	237	242	152	▲90	
布施		198	345	147		4	119	123	202	79	
柏田	第7	69	125	56	110	2	136	138	198	60	43
金岡		121	240	119		2	33	35	186	151	
上小阪		70	193	123		9	245	254	188	▲66	
長瀬		89	0	▲89		3	151	154	0	▲154	
弥刀		114	15	▲99		2	119	121	173	52	
合計		4,051	6,212	2,161	2,161	327	4,819	5,146	5,476	330	330

■令和5年度の3～5歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	1号認定				2号認定					
		需要量[a]	供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]		需要量[a]			供給量[b]	必要見込み量[c]=[b]-[a]	
						幼稚園利用希望	保育	合計			
石切	第1	201	525	324	258	25	162	187	171	▲16	47
孔舎衙		185	119	▲66		8	108	116	179	63	
池島学園	第2	114	144	30	300	6	187	193	117	▲76	49
縄手		107	15	▲92		13	73	86	59	▲27	
縄手北		96	286	190		4	104	108	150	42	
くすは縄手南校		140	224	84		5	149	154	177	23	
枚岡		218	306	88		2	232	234	321	87	
盾津	第3	367	528	161	47	55	406	461	701	240	75
盾津東		270	156	▲114		26	288	314	149	▲165	
英田	第4	202	346	144	142	64	274	338	445	107	66
玉川		242	99	▲143		18	170	188	230	42	
花園		191	324	133		17	199	216	254	38	
若江		132	140	8		12	172	184	63	▲121	
楠根	第5	218	486	268	268	12	326	338	386	48	48
意岐部	第6	133	0	▲133	1,096	6	74	80	269	189	62
小阪		97	316	219		10	371	381	314	▲67	
新喜多		163	774	611		4	216	220	185	▲35	
高井田		121	311	190		11	213	224	207	▲17	
長栄		133	195	62		5	237	242	152	▲90	
布施		198	345	147		4	116	120	202	82	
柏田	第7	69	125	56	119	2	135	137	198	61	71
金岡		124	240	116		2	34	36	186	150	
上小阪		70	193	123		5	245	250	188	▲62	
長瀬		83	0	▲83		3	144	147	0	▲147	
弥刀		108	15	▲93		2	102	104	173	69	
合計		3,982	6,212	2,230	2,230	321	4,737	5,058	5,476	418	418

■令和6年度の3～5歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・ 義務教育 学校区	整備 圏域	1号認定				2号認定					
		需要 量 [a]	供給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	
						幼稚園利 用希 望	保育	合計			
石切	第1	195	525	330	270	25	157	182	171	▲11	57
孔舎衙		179	119	▲60		7	104	111	179	68	
池島学園	第2	110	144	34	321	6	180	186	117	▲69	59
縄手		102	15	▲87		13	69	82	59	▲23	
縄手北		94	286	192		4	100	104	150	46	
くすは 縄手南校		134	224	90		5	138	143	177	34	
枚岡		214	306	92		2	225	227	298	71	
盾津	第3	364	528	164	50	54	404	458	701	243	79
盾津東		270	156	▲114		27	286	313	149	▲164	
英田	第4	201	346	145	146	64	274	338	445	107	49
玉川		242	99	▲143		17	169	186	212	26	
花園		191	324	133		18	199	217	254	37	
若江		129	140	11		11	173	184	63	▲121	
楠根	第5	217	486	269	269	11	324	335	386	51	51
意岐部	第6	131	0	▲131	1,107	5	74	79	251	172	63
小阪		93	316	223		9	360	369	314	▲55	
新喜多		159	774	615		4	209	213	185	▲28	
高井田		121	311	190		12	212	224	207	▲17	
長栄		133	195	62		4	242	246	152	▲94	
布施		197	345	148		4	113	117	202	85	
柏田	第7	68	125	57	128	2	134	136	198	62	50
金岡		120	240	120		2	31	33	186	153	
上小阪		69	193	124		6	242	248	188	▲60	
長瀬		82	0	▲82		2	144	146	0	▲146	
弥刀		106	15	▲91		2	101	103	144	41	
合計		3,921	6,212	2,291	2,291	316	4,664	4,980	5,388	408	408

④中学校区・整備圏域別の需要量【3号認定】

需要量は中学校区・義務教育学校区単位で把握し、整備圏域を基準として供給体制を確保していきます。令和2年度から令和6年度までを整備圏域ごとにみると、3号認定の需要量に対する供給量はいずれも上回っています。

■令和2年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	0歳			1・2歳				
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	23	29	6	19	156	106	▲50	10
孔舎衙		12	25	13		36	96	60	
池島学園	第2	23	20	▲3	16	137	63	▲74	24
縄手		24	27	3		53	67	14	
縄手北		17	32	15		43	92	49	
くすは 縄手南校		26	12	▲14		84	80	▲4	
枚岡		28	43	15		146	185	39	
盾津	第3	62	92	30	10	292	326	34	6
盾津東		44	24	▲20		130	102	▲28	
英田	第4	59	63	4	15	173	245	72	10
玉川		49	38	▲11		150	123	▲27	
花園		20	30	10		147	143	▲4	
若江		14	26	12		116	85	▲31	
楠根	第5	47	55	8	8	184	192	8	8
意岐部	第6	28	50	22	15	55	146	91	67
小阪		42	51	9		156	189	33	
新喜多		24	27	3		96	106	10	
高井田		21	31	10		156	106	▲50	
長栄		27	40	13		132	143	11	
布施		74	32	▲42		148	120	▲28	
柏田	第7	18	27	9	25	44	122	78	39
金岡		15	23	8		53	85	32	
上小阪		25	29	4		121	108	▲13	
長瀬		11	0	▲11		70	0	▲70	
弥刀		12	27	15		77	89	12	
合計		745	853	108	108	2,955	3,119	164	164

■令和3年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	0歳			1・2歳				
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	23	29	6	19	157	106	▲51	8
孔舎衙		12	25	13		37	96	59	
池島学園	第2	23	20	▲3	5	135	63	▲72	28
縄手		25	27	2		52	67	15	
縄手北		16	32	16		44	92	48	
くすは 縄手南校		26	12	▲14		81	80	▲1	
枚岡		28	32	4		151	189	38	
盾津	第3	62	92	30	10	291	326	35	3
盾津東		44	24	▲20		134	102	▲32	
英田	第4	60	69	9	14	178	263	85	10
玉川		49	32	▲17		153	123	▲30	
花園		20	30	10		154	143	▲11	
若江		14	26	12		119	85	▲34	
楠根	第5	50	55	5	5	190	192	2	2
意岐部	第6	26	44	18	10	55	146	91	64
小阪		43	51	8		153	189	36	
新喜多		25	27	2		97	106	9	
高井田		21	31	10		158	106	▲52	
長栄		26	40	14		135	143	8	
布施		74	32	▲42		148	120	▲28	
柏田	第7	19	27	8	11	45	122	77	37
金岡		14	23	9		53	85	32	
上小阪		26	29	3		121	108	▲13	
長瀬		11	0	▲11		71	0	▲71	
弥刀		13	15	2		77	89	12	
合計		750	824	74	74	2,989	3,141	152	152

■令和4年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	0歳			1・2歳				
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	25	29	4	17	165	106	▲59	1
孔舎衙		12	25	13		36	96	60	
池島学園	第2	24	20	▲4	4	128	63	▲65	11
縄手		25	27	2		52	67	15	
縄手北		14	32	18		47	92	45	
くすは 縄手南校		28	12	▲16		80	80	0	
枚岡		28	32	4		157	173	16	
盾津	第3	62	92	30	10	293	326	33	1
盾津東		44	24	▲20		134	102	▲32	
英田	第4	61	69	8	13	177	263	86	19
玉川		49	32	▲17		144	113	▲31	
花園		20	30	10		151	143	▲8	
若江		14	26	12		113	85	▲28	
楠根	第5	51	55	4	4	191	192	1	1
意岐部	第6	23	44	21	7	53	136	83	36
小阪		45	51	6		155	189	34	
新喜多		25	27	2		101	106	5	
高井田		20	31	11		163	106	▲57	
長栄		25	34	9		137	136	▲1	
布施		74	32	▲42		148	120	▲28	
柏田	第7	20	27	7	7	47	122	75	17
金岡		14	23	9		52	85	33	
上小阪		29	29	0		126	108	▲18	
長瀬		11	0	▲11		63	0	▲63	
弥刀		13	15	2		79	69	▲10	
合計		756	818	62	62	2,992	3,078	86	86

■令和5年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	0歳			1・2歳				
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	24	29	5	18	165	106	▲59	1
孔舎衙		12	25	13		36	96	60	
池島学園	第2	25	20	▲5	5	126	63	▲63	1
縄手		26	27	1		50	67	17	
縄手北		14	32	18		46	92	46	
くすは 縄手南校		28	12	▲16		78	80	2	
枚岡		25	32	7		153	152	▲1	
盾津	第3	62	92	30	10	293	326	33	1
盾津東		44	24	▲20		134	102	▲32	
英田	第4	63	69	6	12	177	263	86	4
玉川		49	32	▲17		144	98	▲46	
花園		19	30	11		151	143	▲8	
若江		14	26	12		113	85	▲28	
楠根	第5	51	55	4	4	191	192	1	1
意岐部	第6	22	44	22	6	53	121	68	2
小阪		47	51	4		158	189	31	
新喜多		26	27	1		104	106	2	
高井田		20	31	11		170	106	▲64	
長栄		23	34	11		142	136	▲6	
布施		75	32	▲43		149	120	▲29	
柏田	第7	21	27	6	5	46	122	76	1
金岡		14	23	9		50	85	35	
上小阪		29	29	0		125	108	▲17	
長瀬		12	0	▲12		61	0	▲61	
弥刀		13	15	2		75	43	▲32	
合計		758	818	60	60	2,990	3,001	11	11

■令和6年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量

単位：人

中学校区・義務教育学校区	整備圏域	0歳			1・2歳				
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	26	29	3	16	163	106	▲ 57	4
孔舎衙		12	25	13		35	96	61	
池島学園	第2	25	20	▲ 5	6	126	63	▲ 63	1
縄手		26	27	1		50	67	17	
縄手北		14	32	18		46	92	46	
くすは 縄手南校		28	12	▲ 16		78	80	2	
枚岡		24	32	8		153	152	▲ 1	
盾津	第3	62	92	30	10	291	326	35	3
盾津東		44	24	▲ 20		134	102	▲ 32	
英田	第4	63	69	6	13	174	263	89	8
玉川		48	32	▲ 16		144	98	▲ 46	
花園		19	30	11		151	143	▲ 8	
若江		14	26	12		112	85	▲ 27	
楠根	第5	51	55	4	4	191	192	1	1
意岐部	第6	21	44	23	6	52	121	69	3
小阪		50	51	1		156	189	33	
新喜多		26	27	1		104	106	2	
高井田		19	31	12		171	106	▲ 65	
長栄		23	34	11		143	136	▲ 7	
布施		74	32	▲ 42		149	120	▲ 29	
柏田	第7	22	27	5	1	46	122	76	1
金岡		14	23	9		50	85	35	
上小阪		31	29	▲ 2		125	108	▲ 17	
長瀬		12	0	▲ 12		61	0	▲ 61	
弥刀		14	15	1		75	43	▲ 32	
合計		762	818	56	56	2,980	3,001	21	21

(2) 就学前の学校教育・保育の供給体制の確保の内容と実施時期

①整備区域ごとの施設類型別の供給体制

需要量に対する供給体制については、令和2年度は認可施設（幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育施設）の定員数に加えて、市内の企業主導型保育施設35施設について入所状況を勘案して積み上げています。令和3年度から令和6年度の供給体制は、各前年度の供給量に保育所の整備及び公立再編整備等による定員の変化量を含めた量を供給体制として表しています。整備圏域ごとにみると需要量に対する供給量は充足していますが、今後は安定して事業を継続するための人材確保に向けた取組を継続していきます。

■令和2年度の施設類型別の供給体制

単位：人

整備圏域	需要量と提供体制		3～5歳			0歳	1・2歳
			1号	2号(幼稚園利用希望)	2号	3号	
第1	需要量[a]		424	36	305	35	192
	提供体制	認可施設	644		345	46	188
		企業主導型保育施設	0		5	8	14
		小計[b]	644		350	54	202
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		220		9	19	10
第2	需要量[a]		747	34	783	118	463
	提供体制	認可施設	973		798	103	434
		企業主導型保育施設	0		21	31	53
		小計[b]	973		819	134	487
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		226		2	16	24
第3	需要量[a]		658	85	736	106	422
	提供体制	認可施設	684		834	93	387
		企業主導型保育施設	0		16	23	41
		小計[b]	684		850	116	428
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		26		29	10	6
第4	需要量[a]		804	113	828	142	586
	提供体制	認可施設	909		933	122	540
		企業主導型保育施設	0		23	35	56
		小計[b]	909		956	157	596
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		105		15	15	10
第5	需要量[a]		245	13	356	47	184
	提供体制	認可施設	486		382	49	183
		企業主導型保育施設	0		4	6	9
		小計[b]	486		386	55	192
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		241		17	8	8
第6	需要量[a]		875	40	1,304	216	743
	提供体制	認可施設	1,941		1,324	198	755
		企業主導型保育施設	0		22	33	55
		小計[b]	1,941		1,346	231	810
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,066		2	15	67
第7	需要量[a]		477	22	722	81	365
	提供体制	認可施設	573		731	85	368
		企業主導型保育施設	0		14	21	36
		小計[b]	573		745	106	404
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		96		1	25	39
合計	需要量[a]		4,230	343	5,034	745	2,955
	提供体制	認可施設	6,210		5,347	696	2,855
		企業主導型保育施設	0		105	157	264
		小計[b]	6,210		5,452	853	3,119
	必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,980		75	108	164

■令和3年度の施設類型別の供給体制

単位：人

整備 圏域	需要量と提供体制		3～5歳			0歳	1・2歳
			1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	
第1	需要量[a]		419	35	298	35	194
	提供 体制	前年度の供給量	644		350	54	202
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	644		350	54	202
必要見込み量[c]=[b]-[a]		225		17	19	8	
第2	需要量[a]		725	31	775	118	463
	提供 体制	前年度の供給量	973		819	134	487
		保育所の整備	2		5	1	4
		公立再編整備等	0		0	▲12	0
		小計[b]	975		824	123	491
必要見込み量[c]=[b]-[a]		250		18	5	28	
第3	需要量[a]		647	82	700	106	425
	提供 体制	前年度の供給量	684		850	116	428
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	684		850	116	428
必要見込み量[c]=[b]-[a]		37		68	10	3	
第4	需要量[a]		772	113	818	143	604
	提供 体制	前年度の供給量	909		956	157	596
		保育所の整備	0		36	6	18
		公立再編整備等	0		0	▲6	0
		小計[b]	909		992	157	614
必要見込み量[c]=[b]-[a]		137		61	14	10	
第5	需要量[a]		227	12	337	50	190
	提供 体制	前年度の供給量	486		386	55	192
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	486		386	55	192
必要見込み量[c]=[b]-[a]		259		37	5	2	
第6	需要量[a]		868	40	1,280	215	746
	提供 体制	前年度の供給量	1,941		1,346	231	810
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	▲6	0
		小計[b]	1,941		1,346	225	810
必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,073		26	10	64	
第7	需要量[a]		466	20	698	83	367
	提供 体制	前年度の供給量	573		745	106	404
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	▲12	0
		小計[b]	573		745	94	404
必要見込み量[c]=[b]-[a]		107		27	11	37	
合計	需要量[a]		4,124	333	4,906	750	2,989
	提供 体制	前年度の供給量	6,210		5,452	853	3,119
		保育所の整備	2		41	7	22
		公立再編整備等	0		0	▲36	0
		小計[b]	6,212		5,493	824	3,141
必要見込み量[c]=[b]-[a]		2,088		254	74	152	

■令和4年度の施設類型別の供給体制

単位：人

整備 圏域	需要量と提供体制		3～5歳			0歳	1・2歳
			1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	
第1	需要量[a]		406	33	291	37	201
	提供 体制	前年度の供給量	644		350	54	202
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	644		350	54	202
必要見込み量[c]=[b]-[a]		238		26	17	1	
第2	需要量[a]		703	30	767	119	464
	提供 体制	前年度の供給量	975		824	123	491
		保育所の整備	0		0	0	▲16
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	975		824	123	475
必要見込み量[c]=[b]-[a]		272		27	4	11	
第3	需要量[a]		647	81	697	106	427
	提供 体制	前年度の供給量	684		850	116	428
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	684		850	116	428
必要見込み量[c]=[b]-[a]		37		72	10	1	
第4	需要量[a]		767	113	818	144	585
	提供 体制	前年度の供給量	909		992	157	614
		保育所の整備	0		0	0	▲10
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	909		992	157	604
必要見込み量[c]=[b]-[a]		142		61	13	19	
第5	需要量[a]		220	12	333	51	191
	提供 体制	前年度の供給量	486		386	55	192
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	486		386	55	192
必要見込み量[c]=[b]-[a]		266		41	4	1	
第6	需要量[a]		845	40	1,229	212	757
	提供 体制	前年度の供給量	1,941		1,346	225	810
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲17	▲6	▲17
		小計[b]	1,941		1,329	219	793
必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,096		60	7	36	
第7	需要量[a]		463	18	684	87	367
	提供 体制	前年度の供給量	573		745	94	404
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲20
		小計[b]	573		745	94	384
必要見込み量[c]=[b]-[a]		110		43	7	17	
合計	需要量[a]		4,051	327	4,819	756	2,992
	提供 体制	前年度の供給量	6,212		5,493	824	3,141
		保育所の整備	0		0	0	▲26
		公立再編整備等	0		▲17	▲6	▲37
		小計[b]	6,212		5,476	818	3,078
必要見込み量[c]=[b]-[a]		2,161		330	62	86	

■令和5年度の施設類型別の供給体制

単位：人

整備 圏域	需要量と提供体制		3～5歳			0歳	1・2歳
			1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	
第1	需要量[a]		386	33	270	36	201
	提 供 体 制	前年度の供給量	644		350	54	202
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	644		350	54	202
必要見込み量[c]=[b]-[a]		258		47	18	1	
第2	需要量[a]		675	30	745	118	453
	提 供 体 制	前年度の供給量	975		824	123	475
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲21
		小計[b]	975		824	123	454
必要見込み量[c]=[b]-[a]		300		49	5	1	
第3	需要量[a]		637	81	694	106	427
	提 供 体 制	前年度の供給量	684		850	116	428
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	684		850	116	428
必要見込み量[c]=[b]-[a]		47		75	10	1	
第4	需要量[a]		767	111	815	145	585
	提 供 体 制	前年度の供給量	909		992	157	604
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲15
		小計[b]	909		992	157	589
必要見込み量[c]=[b]-[a]		142		66	12	4	
第5	需要量[a]		218	12	326	51	191
	提 供 体 制	前年度の供給量	486		386	55	192
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	486		386	55	192
必要見込み量[c]=[b]-[a]		268		48	4	1	
第6	需要量[a]		845	40	1,227	213	776
	提 供 体 制	前年度の供給量	1,941		1,329	219	793
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲15
		小計[b]	1,941		1,329	219	778
必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,096		62	6	2	
第7	需要量[a]		454	14	660	89	357
	提 供 体 制	前年度の供給量	573		745	94	384
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲26
		小計[b]	573		745	94	358
必要見込み量[c]=[b]-[a]		119		71	5	1	
合計	需要量[a]		3,982	321	4,737	758	2,990
	提 供 体 制	前年度の供給量	6,212		5,476	818	3,078
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	▲77
		小計[b]	6,212		5,476	818	3,001
必要見込み量[c]=[b]-[a]		2,230		418	60	11	

■令和6年度の施設類型別の供給体制

単位：人

整備 圏域	需要量と提供体制		3～5歳			0歳	1・2歳
			1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	
第1	需要量[a]		374	32	261	38	198
	提 供 体 制	前年度の供給量	644		350	54	202
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	644		350	54	202
必要見込み量[c]=[b]-[a]		270		57	16	4	
第2	需要量[a]		654	30	712	117	453
	提 供 体 制	前年度の供給量	975		824	123	454
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲23	0	0
		小計[b]	975		801	123	454
必要見込み量[c]=[b]-[a]		321		59	6	1	
第3	需要量[a]		634	81	690	106	425
	提 供 体 制	前年度の供給量	684		850	116	428
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	684		850	116	428
必要見込み量[c]=[b]-[a]		50		79	10	3	
第4	需要量[a]		763	110	815	144	581
	提 供 体 制	前年度の供給量	909		992	157	589
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲18	0	0
		小計[b]	909		974	157	589
必要見込み量[c]=[b]-[a]		146		49	13	8	
第5	需要量[a]		217	11	324	51	191
	提 供 体 制	前年度の供給量	486		386	55	192
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		0	0	0
		小計[b]	486		386	55	192
必要見込み量[c]=[b]-[a]		269		51	4	1	
第6	需要量[a]		834	38	1,210	213	775
	提 供 体 制	前年度の供給量	1,941		1,329	219	778
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲18	0	0
		小計[b]	1,941		1,311	219	778
必要見込み量[c]=[b]-[a]		1,107		63	6	3	
第7	需要量[a]		445	14	652	93	357
	提 供 体 制	前年度の供給量	573		745	94	358
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲29	0	0
		小計[b]	573		716	94	358
必要見込み量[c]=[b]-[a]		128		50	1	1	
合計	需要量[a]		3,921	316	4,664	762	2,980
	提 供 体 制	前年度の供給量	6,212		5,476	818	3,001
		保育所の整備	0		0	0	0
		公立再編整備等	0		▲88	0	0
		小計[b]	6,212		5,388	818	3,001
必要見込み量[c]=[b]-[a]		2,291		408	56	21	

(3) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」

現在の施設の利用状況や幼保連携型認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、以下の通り、「指定都市・中核市の計画で定める数」を設定します。

単位：人

	合計	1号認定	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1・2歳)
指定都市・中核市の 計画で定める数	238	238	0	0	0



3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

①事業概要

開所時間を超えた後の延長

令和元年度現在、11 時間の開所時間を超えて保育を実施しています。

《実施場所》各保育所(園)

②施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）等で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。現在ニーズに対する必要量は満たしており、引き続き利用を希望する方が支援を受けられるよう、体制の充実を図ります。

■時間外保育事業（延長保育事業）の需要量と供給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	5,679	5,561	5,453	5,339	5,232
供給量[b]	5,679	5,561	5,453	5,339	5,232
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



(2) 留守家庭児童育成事業

①事業概要

留守家庭児童育成事業

- 《対象》 小学生(1～6年生)
- 《事業内容》 労働等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童を預かり、放課後に小学校の余裕教室等を利用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。
- 《実施場所》 市立小学校内

②施策展開の方向性（確保方策）

子ども・子育て支援新制度による高学年児童の受け入れに伴い、すべての留守家庭児童育成クラブ（以下「クラブ」という。）において6年生までの児童を収容できるよう、年次的にプレハブ14箇所の設置、21箇所の教室改修を実施してきました。一方で、近年の女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加等に伴い、一部の学校で入会希望者がクラブの定員を上回り待機児童が発生している状況があります。

●必要見込み量の確保

需要量が供給量（以下「定員」という。）を上回る学校については、余裕教室の利用等を中心に待機児童の解消に取り組んでいきます。具体的には、毎年度、次年度に新1年生から新6年生になる児童がいる保護者に対し入会希望調査を実施し、早い段階で入会希望者が定員を上回る学校について把握し、余裕教室について学校と協議を図ります。協議が整えば、日中は授業で使用し、放課後だけクラブとして利用する「一時利用」等によって定員を増やします。平成30年度は3校3教室114人、令和元年度は9校9教室311人の定員を確保しました。

また、専用的に教室を利用できる場合で、引き続き入会希望者の増加が見込まれる場合は、クラブの専用教室として改修に向けて関係部署と協議を行います。令和元年度は3校3教室の改修工事と1校1棟（2階建て）のプレハブ教室の整備を行いました。

●事業手法（民設民営から公設民営へ）

平成29年度までは、地元の運営委員会等に対する補助金事業として実施してきましたが、多様化する市民ニーズに応えるための事業内容の高度化や専門性、事業運営における税制度や社会保障制度等社会的責任の履行、そして事業全体の厳格化がさらに求められる中で、平成30年度からクラブ運営を市の事業と位置付け、より安定的かつ継続的な事業運営体制を確立した運営主体を公募で選定し、事業委託する手法に転換しました。

●運営

留守家庭児童育成事業の委託化にあたっては、すべてのクラブの開所日数や時間、職員の配置人数等について定めた「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託仕様書」を作成し、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」や「東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営実施要綱」、その他児童福祉法等の法令を遵守し、市内すべてのクラブで統一した基準で事業を実施しています。

●支援員の資質向上

平成 27 年度に施行された、全国の統一基準を示した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 63 号）」の第 10 条第 1 項において、「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。」とあり、同条第 3 項において「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」との規定を踏まえ、本市においても放課後児童支援員を養成し、かつ確実に確保するため、大阪府が行う認定資格研修に毎年度クラブの職員を派遣しています。

さらに平成 29 年度からは、市独自でクラブに従事する職員を対象にした留守家庭児童育成クラブ職員総合研修を実施しています。研修では、全職員を対象とした全体研修のほか、初任者を対象とした初任者研修や障害児対応に特化した内容の専門研修等を行っています。令和元年度からは、全体研修、初任者研修、専門研修に加えて中級研修と上級研修も加わり、より多くの職員が自分のレベルに合った研修を受けられるような研修内容の充実を図ります。そのほか、主に発達障害児等の配慮が必要な児童に対する理解を深めるため、専門機関の職員を各クラブに派遣し、障害のある子どもに対する支援について学んでもらう巡回派遣研修もあわせて行うことで、職員のさらなる知識の習得と技能向上に取り組みます。

●需要量算出方法の概要

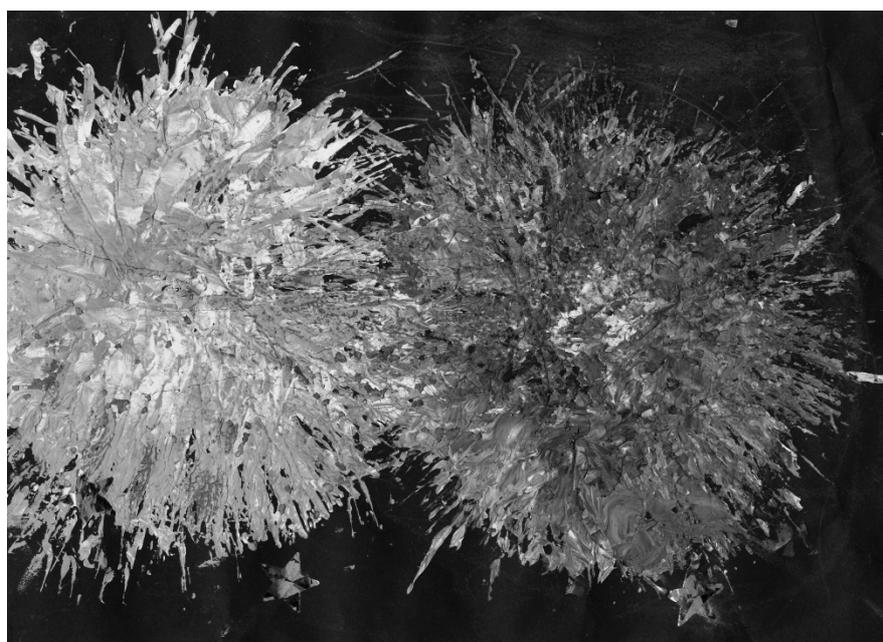
留守家庭児童育成事業の需要量と供給量及び小学校区別の需要量の算出については、アンケート結果に基づき行っていますが、実際の入会実績（P27「留守家庭児童育成事業の実施状況」）より多い結果となっています。

供給量（定員）はクラブ専用教室の定員を記載しています。待機児童対策として実施する学校の余裕教室の利用によって増加する定員は、年度ごとに異なるため含んでいません。

■留守家庭児童育成事業の需要量と供給量

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	1年生	1,661	1,627	1,580	1,550	1,504
	2年生	1,074	1,050	1,020	1,002	972
	3年生	961	945	917	897	877
	低学年	3,696	3,622	3,517	3,449	3,353
	4年生	476	454	448	439	423
	5年生	228	225	219	201	208
	6年生	107	102	100	97	94
	高学年	811	781	767	737	725
需要量 計[a]		4,507	4,403	4,284	4,186	4,078
供給量(定員)[b]		4,274	4,274	4,274	4,274	4,274
過不足 [c]=[b]-[a]		▲233	▲129	▲10	88	196



③小学校区別の需要量

■小学校区別の需要量と過不足

単位：人

	需要量[a]					定員 [b]	過不足[c]=[b]-[a]				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
縄手	63	65	67	66	61	38	▲25	▲27	▲29	▲28	▲23
縄手北	54	50	46	46	44	60	6	10	14	14	16
枚岡東	78	75	67	66	62	49	▲29	▲26	▲18	▲17	▲13
枚岡西	151	146	136	138	125	94	▲57	▲52	▲42	▲44	▲31
石切	135	133	128	125	119	96	▲39	▲37	▲32	▲29	▲23
孔舎衛	79	73	71	71	67	92	13	19	21	21	25
上四条	43	42	44	45	43	38	▲5	▲4	▲6	▲7	▲5
縄手東	82	70	67	70	66	76	▲6	6	9	6	10
孔舎衛東	45	42	42	43	40	38	▲7	▲4	▲4	▲5	▲2
石切東	141	138	134	128	124	105	▲36	▲33	▲29	▲23	▲19
成和	207	201	188	181	178	156	▲51	▲45	▲32	▲25	▲22
北宮	129	120	115	111	107	118	▲11	▲2	3	7	11
弥栄	116	109	105	99	98	80	▲36	▲29	▲25	▲19	▲18
玉川	79	84	87	78	81	76	▲3	▲8	▲11	▲2	▲5
玉美	76	67	62	63	57	69	▲7	2	7	6	12
英田北	207	208	195	188	182	160	▲47	▲48	▲35	▲28	▲22
若江	130	114	107	107	104	114	▲16	0	7	7	10
花園	52	54	55	53	53	47	▲5	▲7	▲8	▲6	▲6
鴻池東	98	97	93	88	89	114	16	17	21	26	25
玉串	120	125	122	120	119	96	▲24	▲29	▲26	▲24	▲23
岩田西	101	108	115	107	105	114	13	6	▲1	7	9
英田南	116	114	108	103	99	123	7	9	15	20	24
加納	142	133	128	123	119	120	▲22	▲13	▲8	▲3	1
花園北	62	65	65	65	65	76	14	11	11	11	11
荒川	78	73	80	80	80	69	▲9	▲4	▲11	▲11	▲11
長堂	71	75	72	71	70	64	▲7	▲11	▲8	▲7	▲6
高井田東	127	130	128	123	118	87	▲40	▲43	▲41	▲36	▲31
森河内	116	108	111	99	98	91	▲25	▲17	▲20	▲8	▲7
高井田西	47	40	40	38	35	49	2	9	9	11	14
楠根	112	103	101	93	91	104	▲8	1	3	11	13
意岐部	41	43	36	39	35	66	25	23	30	27	31
小阪	65	65	66	70	64	75	10	10	9	5	11
上小阪	109	107	100	93	92	114	5	7	14	21	22
弥刀	46	48	52	51	56	75	29	27	23	24	19
長瀬北	29	28	27	26	29	49	20	21	22	23	20
長瀬東	38	41	38	38	38	38	0	▲3	0	0	0
八戸の里	102	99	102	106	103	79	▲23	▲20	▲23	▲27	▲24
長瀬南	43	41	39	40	38	77	34	36	38	37	39
弥刀東	60	56	52	53	50	65	5	9	13	12	15
長瀬西	44	42	40	43	41	76	32	34	36	33	35
楠根東	77	72	69	64	63	90	13	18	21	26	27
柏田	41	43	42	40	40	65	24	22	23	25	25
西堤	116	116	109	108	105	114	▲2	▲2	5	6	9
八戸の里東	122	125	122	134	125	169	47	44	47	35	44
藤戸	63	66	62	63	60	94	31	28	32	31	34
大蓮	48	51	55	52	59	76	28	25	21	24	17
桜橋	114	112	106	100	96	80	▲34	▲32	▲26	▲20	▲16
布施	88	82	88	85	89	76	▲12	▲6	▲12	▲9	▲13
池島学園	90	88	86	85	90	76	▲14	▲12	▲10	▲9	▲14
くすは縄手南校	114	116	114	108	106	107	▲7	▲9	▲7	▲1	1
合計	4,507	4,403	4,284	4,186	4,078	4,274	▲233	▲129	▲10	88	196

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

子育て短期支援事業

- 《対象》 保護者が疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった家庭
- 《事業内容》 児童養護施設等において児童を預かります。
- 《実施場所》 児童養護施設(5施設)、乳児院(1施設)

②施策展開の方向性（確保方策）

需要量に対して、必要な提供体制は整っていますが、利用を希望する方や利用が必要と判断された方が円滑に利用できるよう、事業を実施している児童養護施設や乳児院と連携強化を図ります。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の需要量と供給量

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	1,093	1,064	1,060	1,030	999
供給量[b]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
過不足 [c]=[b]-[a]	107	136	140	170	201



(4) 地域子育て支援拠点事業

①事業概要

地域子育て支援拠点事業

【子育て支援センター】

- 《対象》 就学前児童とその保護者
- 《事業内容》 公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。
- 《実施場所》 6施設で実施

【つどいの広場】

- 《対象》 就学前児童と保護者
- 《事業内容》 主に乳幼児とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場を提供します。
- 《実施場所》 18施設で実施

②施策展開の方向性（確保方策）

令和元年度現在、本市には子育て支援センターが6箇所あります。また、子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、18箇所展開しています。

令和2年度から令和6年度にかけて、市域全体では需要量に対して供給量が上回っていますが、整備圏域別の詳細をみると需要量が供給量を上回っている地域があり、整備圏域別の拠点機能の充実が課題となっています。

今後は、子育て支援センターが設置されていない第1整備圏域において新たに子育て支援センターを開設し機能の充実を図るとともに、既に設置されている地域では既存の社会資源を有効活用し、拠点機能の充実を図っていきます。

また、利用者支援事業とも連携し、支援を必要とするニーズに対応できるよう、在宅支援の充実を図っていきます。

■地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	98,521	96,981	94,857	92,522	90,237
供給量[b]	101,602	101,602	111,325	111,325	111,325
過不足 [c]=[b]-[a]	3,081	4,621	16,468	18,803	21,088

■第1整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第1整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	9,449	9,155	8,896	8,593	8,259
供給量[b]	5,675	5,675	15,398	15,398	15,398
既存分	5,675	5,675	5,675	5,675	5,675
新規拡充分			9,723	9,723	9,723
過不足 [c]=[b]-[a]	▲3,774	▲3,480	6,502	6,805	7,139

■第2整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第2整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	12,977	12,550	12,462	12,081	11,709
供給量[b]	22,014	22,014	22,014	22,014	22,014
過不足 [c]=[b]-[a]	9,037	9,464	9,552	9,933	10,305

■第3整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第3整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	14,206	14,048	13,569	13,300	12,915
供給量[b]	11,173	11,173	11,173	11,173	11,173
過不足 [c]=[b]-[a]	▲3,033	▲2,875	▲2,396	▲2,127	▲1,742

■第4整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第4整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	19,260	19,148	18,346	17,879	17,429
供給量[b]	12,344	12,344	12,344	12,344	12,344
過不足 [c]=[b]-[a]	▲6,916	▲6,804	▲6,002	▲5,535	▲5,085

■第5整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第5整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	4,627	4,674	4,570	4,489	4,412
供給量[b]	9,338	9,338	9,338	9,338	9,338
過不足 [c]=[b]-[a]	4,711	4,664	4,768	4,849	4,926

■第6整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第6整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	27,442	27,115	27,139	26,664	26,317
供給量[b]	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117
過不足 [c]=[b]-[a]	4,675	5,002	4,978	5,453	5,800

■第7整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位：人回

第7整備圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	10,560	10,291	9,875	9,516	9,196
供給量[b]	8,941	8,941	8,941	8,941	8,941
過不足 [c]=[b]-[a]	▲1,619	▲1,350	▲934	▲575	▲255

(5) 一時預かり事業

◆幼稚園型

①事業概要

幼稚園型

- 《対象》 認定こども園や幼稚園に通う児童
- 《事業内容》 教育課程にかかる教育時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて、教育活動を実施します。
- 《実施場所》 認定こども園、幼稚園

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、働き方の変化から、今後も一定のニーズが見込まれます。

安定した事業の実施とより良いサービスの提供ができるよう、保育士の確保を推進します。

■一時預かり事業（幼稚園型）の需要量と供給量

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	72,061	70,234	68,993	67,818	66,749
供給量[b]	72,061	70,234	68,993	67,818	66,749
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



◆一般型

①事業概要

一般型

【就労型】

《対象》 主に就労している方で、認定こども園や保育所(園)に入所できない子ども

《事業内容》 主に就労しているが認定こども園や保育所(園)に入所できない場合や不定期の就労に対応して、保育を実施します。

《実施場所》 認定こども園、保育所(園)

【リフレッシュ型】

《対象》 主に在宅で子育てされている方とその子ども

《事業内容》 リフレッシュや通院等が目的の一時的な預かりに対応します。

《実施場所》 認定こども園、保育所(園)

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、昨今の保育士不足により、職員体制が十分にとれず、提供体制を縮小している傾向があります。そのため、需要量が実態としての供給量を上回っている状況があります。今後は、安定して事業を実施するために、人材確保に向けた取組を継続及び研究し、より効果的な取組を実施し、保育士の確保を推進します。

また、第1整備圏域に新たに整備される子育て支援センターにおいて、一時預かり機能を付加させていきます。

■一時預かり事業（一般型）の需要量と供給量

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]		62,804	62,352	60,649	59,026	57,205
供給量[b]		94,800	94,800	97,200	97,200	97,200
既存分	民間施設	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400
	公立施設	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400
新規拡充分				2,400	2,400	2,400
過不足 [c]=[b]-[a]		31,996	32,448	36,551	38,174	39,995

(6) 病児保育事業

①事業概要

病児保育事業

- 《対象》 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に通所している児童もしくは小学校1年生から3年生までの児童
- 《事業内容》 病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり、保育や看護を行います。
- 《実施場所》 病児保育室(令和元年度時点:市内2箇所)

②施策展開の方向性(確保方策)

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営ができるよう、市独自の支援策を検討していきます。

また、利用者が気軽に利用できるよう情報発信等の広報を充実させていきます。

なお、地域の偏在を考慮して東地区に新たに1箇所開設を目指していきます。

■病児保育事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	2,727	2,671	2,618	2,564	2,512
供給量[b]	4,800	4,800	4,800	4,800	6,240
既存分	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
新規拡充分					1,440
過不足 [c]=[b]-[a]	2,073	2,129	2,182	2,236	3,728



(7) ファミリー・サポート・センター事業

①事業概要

ファミリー・サポート・センター事業

《対象》 0歳児～小学生

《事業内容》 主に児童の預かりや送迎、育児のリフレッシュ等につき、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方(援助会員)へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営ができるよう、援助会員の拡充と確保に努め、利用したい人が利用できる体制の整備・充実を推進します。

■ファミリー・サポート・センター事業【低学年】の需要量と供給量

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	120	117	114	111	109
供給量[b]	120	117	114	111	109
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0

■ファミリー・サポート・センター事業【高学年】の需要量と供給量

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	128	125	122	119	116
供給量[b]	128	125	122	119	116
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



(8) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業概要

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- 《対象》 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭
《事業内容》 各家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等についての助言を行い支援します。

②施策展開の方向性（確保方策）

訪問率の向上に努めるとともに、訪問によって把握した育児支援が必要と考えられるケースには、再度保健師が訪問して適切な支援につなげます。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の需要量と供給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000
供給量[b]	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



(9) 養育支援訪問事業

①事業概要

養育支援訪問事業

- 《対象》 養育支援が特に必要な家庭
- 《事業内容》 家庭訪問して、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行います。

②施策展開の方向性(確保方策)

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、支援が必要な家庭を見落とさないように努めます。

■養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	50	50	50	50	50
供給量[b]	50	50	50	50	50
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



(10) 妊婦健診事業

①事業概要

妊婦健診事業

- 《対象》 妊婦
- 《事業内容》 市町村が必要に応じて妊婦に対し健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

②施策展開の方向性(確保方策)

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えられる体制を確保します。

■妊婦健診事業の需要量と供給量

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	47,600	46,200	44,800	43,400	42,000
供給量[b]	47,600	46,200	44,800	43,400	42,000
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0



(11) 利用者支援事業

①事業概要

利用者支援事業

《事業内容》 子どもまたはその保護者の身近な場所で、就学前の学校教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、市ウェブサイト、子育てアプリ、市独自の子育て情報のパンフレット、子育てマップ等の媒体を通じて、また、幼稚園や保育施設、子育て支援センター、つどいの広場、保健センター、福祉事務所等で、子育て世帯の必要とする情報を提供してきました。引き続き、相談窓口や利用できる施設、各種事業について市民にわかりやすく広報し、丁寧な情報提供を行います。

また、保護者等のニーズを把握し、当事者の目線に立って、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う、コーディネーターが必要であるとの考えから、専門の支援員（子育てサポーター）を配置しています。

今後は、本格的に開始された子育て世代包括支援センターにおいて、各種サービスに関する相談・助言等、また、利用者支援事業や各種関係機関との連絡調整等をさらに強化し、相談支援を充実させます。

■利用者支援事業の需要量と供給量

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量[a]	4	4	4	4	4
供給量[b]	4	4	4	4	4
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業内容》 保護者の所得等の状況を勘案し、保護者が負担する日用品、文具等、副食費等の実費徴収に係る費用の一部を助成します。

②施策展開の方向性（確保方策）

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う年収360万未満世帯や第3子以降の子どもがいる世帯等に対して、当事業により副食費の支援をしています。

引き続き、国や府の動向に注視して当事業を適切に実施していきます。

また、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、本市での各種利用者負担の軽減措置の状況等に注視しながら、適切に検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業概要

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業内容》

- (1) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- (2) 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助するための事業です。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、就学前児童の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事業者と連携して事業を推進し、子育て支援サービスの充実を目指しています。

今後の情勢を踏まえ、多様な民間事業者の参画等について、事業のあり方を適切に検討することとします。

また、本市では、令和元年度より特別な支援が必要な子どもを受け入れている認定こども園に対し、助成を開始しています。

引き続き助成することで、一人一人の状態に応じた適切な就学前の学校教育・保育の機会の拡大を図ります。

4 就学前の学校教育・保育の一体的提供及び 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

これまで、学校教育・保育の一体的な提供の推進に向けて、幼保連携型認定こども園の整備や待機児童が多い0歳から2歳の定員を増やすために小規模保育施設の整備を進めるなど、市内の認可保育施設を大幅に増やしてきました。また、平成28年度から企業主導型保育事業が導入され、認可外保育施設の数も伸びてきています。

本市では、巡回支援事業による施設の支援や認可保育施設の職員向けの研修、認可外保育施設の職員向けの研修を実施し、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等、幼稚園教諭や保育士一人一人の質の向上に努め、人材育成に努めてきました。多種多様な施設が増加したことに伴い、教育・保育の質の向上に向けての取組はこれまで以上に重要となっています。

平成30年度には「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されたことに伴い、就学前教育・保育施設においては、3歳児以上の幼児教育の共通化が図られました。また、今後順次改定される小学校・中学校・高等学校の学習指導要領にも、幼児期における教育との接続の重要性が謳われています。そのことから、就学前教育・保育施設、小学校、中学校、高等学校へと続く「学びの連続性」や「生きる力の育成」がさらに求められています。

幼児期は、今後の生活や学びの基礎となる時期であり、人間形成においても重要な時期です。増加する外国籍の子どもや特別な支援を必要とする子どもへの配慮も含め、保護者の様々な教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人一人の成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どものすこやかな発達を保障することを目指します。

今後、本市の教育・保育の質の向上に向けて、巡回支援事業や研修、幼児教育アドバイザーの活用を行うとともに、さらなる学校園等の連携強化に努めていきます。

● 就学前の学校教育・保育の質の向上と質の保障に向けた取組

主な事業	概要
巡回支援事業	巡回保育士による施設のフォロー等を通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備します。
認可保育施設の職員向け研修	認定こども園・保育所・小規模保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
認可外保育施設の職員向け研修	認可外保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。

主な事業	概要
幼児教育 アドバイザーの 育成と活用	認定取得者の育成システムを検討します。また、幼児教育アドバイザーの必要性・重要性を発信し、幼児教育アドバイザー認定の取得に向けて、研修への参加を促します。 市内の就学前教育施設等を巡回したり、教育内容や指導方法、環境の改善等について園内研修を通して助言したりするなど、効果的な活用方法を検討します。
学校園等の 連携強化	就学前教育・保育と学校教育との滑らかな接続がさらに求められていることから、就学前教育・保育からの「学びと育ちの連続性」を意識した学校園間の取り組みの情報収集や情報発信のあり方を検討し、さらなる学校園等の連携強化を図ります。

●安全で快適な学校教育・保育環境の確保

主な事業	概要
学校教育・保育 施設の老朽化対策	耐震基準を満たしていない施設や修繕が必要な施設等に対して、安全かつ快適な環境を提供するため、計画的に良質な学校教育・保育環境を整備します。



(2) 保育人材の確保

待機児童の解消や各種サービスの質の向上については、保育人材の確保が喫緊の課題となっており、人材の確保や育成に向けた取組が重要となります。保育士資格・幼稚園教諭免許等を有する市民や、保育事業等に就職を希望する方に対して積極的に就業支援し、保育人材の確保に努めます。また、資格や免許を持たない方に対しても、取得のための支援を通して、保育人材の育成を行います。

●人材確保に向けた取組

主な事業	概要
保育のお仕事 合同説明会	潜在している保育士等や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、市内認定こども園、保育所への就労につながるように、就職合同説明会を実施します。
東大阪市保育 体制強化事業	民間保育所等に対し、清掃等保育の周辺業務を行う保育支援者を配置した費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市保育士 宿舎借り上げ支援 事業	民間保育所等に対し、採用後 10 年以内の保育士のために宿舎借上げ支援を行う際、その費用の一部を補助することで、保育士の確保を図ります。
東大阪市保育 補助者雇上 強化事業	民間保育所等に対し、保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げた費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市運営費補 助事業	民間保育所等が市算定保育士等配置基準を超えて保育士等(最大2人分)を雇い上げた費用の一部を補助する「保育特別対策費補助」と、保育士等の処遇改善を行うために給与に上乗せして手当を支給した費用の一部を補助する「人件費加算手当補助」の2種類の補助を行うことで、保育人材の確保を図ります。

●新たな資格・免許の取得、保育人材の育成

主な事業	概要
保育士資格・幼稚園教諭免許取得 支援事業	保育士資格または幼稚園教諭免許の取得のため、指定保育士養成施設または大学において必要な教科目・単位を取得するための受講料について、対象施設の職員に対し補助を行います。
子育て支援員 研修	保育の多様な担い手確保を目的として、認定こども園、保育所(園)等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員を養成するための研修を実施します。

5 その他に重点を置く施策について

(1) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

①子育て世帯への経済的支援の充実

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

また、各種利用施設に対して制度の説明を行い、理解を求めるとともに、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

①妊娠期からの切れ目のない支援

●子育て世代包括支援センターでの支援の充実

令和元年度から本格的に子育て世代包括支援センター「はぐくむ」を保健センター・福祉事務所に開設しました。

妊娠期から子育て期にわたって、妊娠・出産・産後・育児それぞれの段階での不安や悩みに対応し、安心して出産、子育てをすることができるように、保健師や子育てサポーターによる相談や各種支援事業等の情報提供、手続き等の紹介等を行います。

保健師等と子育てサポーターが連携し、より一体的な支援を行います。

●医療の必要な子どもや発達課題のある子どもの子育て支援

疾患や障害により医療の必要な子どもや発達に課題のある子どもの子育てには、専門的な知識や工夫が必要です。保健センターの保健師は家庭訪問等で保護者の思いに傾聴し、医療機関等の専門機関と連携しながら切れ目のない子育て支援を行います。

(3) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所(つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等)の充実や子育て支援センターの開設、乳児家庭全戸訪問事業の実施、子育て相談の実施等を通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。しかし、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感は高まっています。中でも、未就園児の家庭等、在宅で子育てをしている場合には、少子化・核家族化等の影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。そのため、親子が集まる場に出張して相談を受けるなど、支援する側の働きかけに力を入れ、家庭に寄り添う支援を充実させてきました。今後は、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて、不足している社会資源の開発に注力していきます。

①身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるよう子育て応援アプリの配信を開始しました。より効率的、効果的な情報発信のあり方を今後も検討していきます。

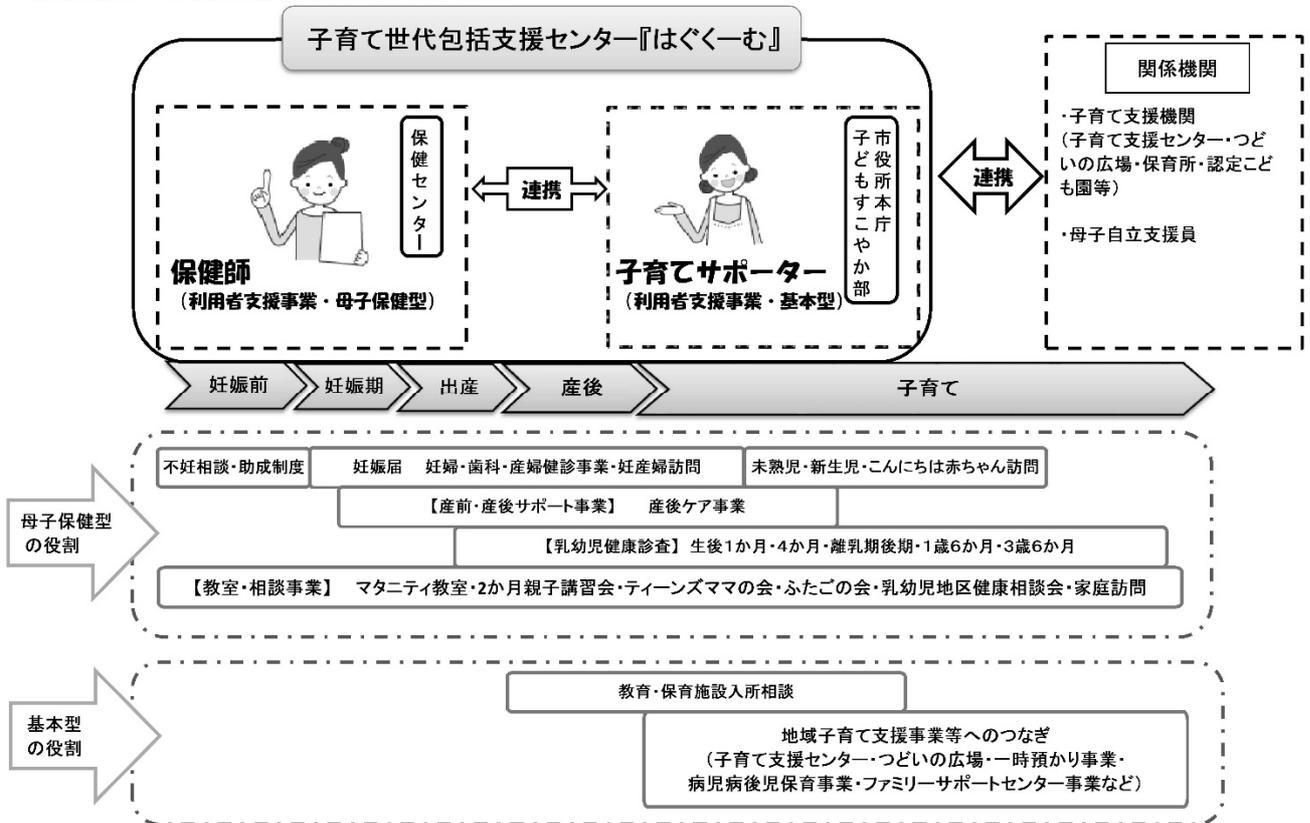
相談に関しては、本庁子どもすこやか部、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受け一方で、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能として、利用者支援事業を実施してきました。今後は、子育て世代包括支援センターのもと、保健師等と子育てサポーターが連携し、切れ目のない一体的な支援を充実させていきます。

②アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取り組みとつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、出前型の相談サービスを充実します。

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援



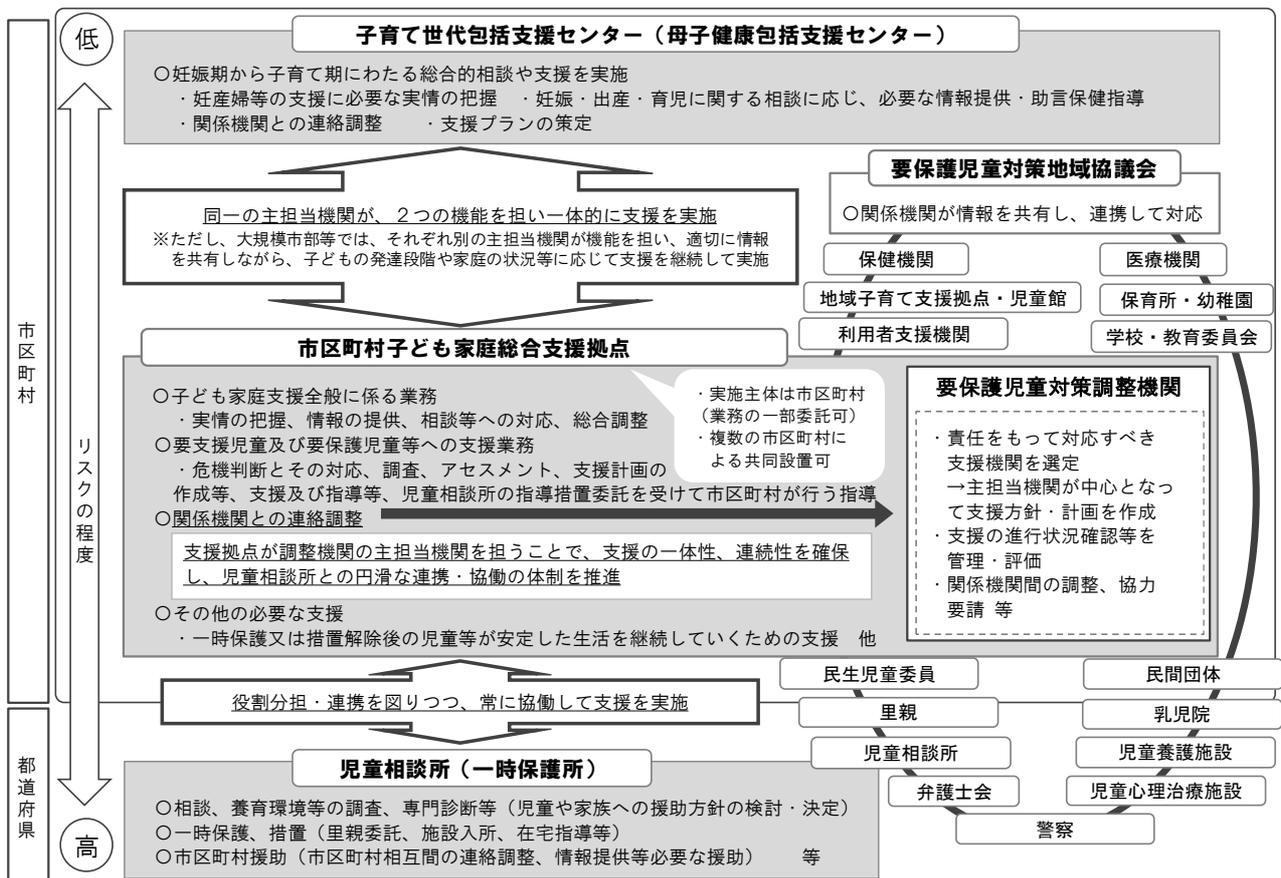
(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について

①児童虐待防止対策の強化

●子ども家庭総合支援拠点の設置

本市に住むすべての子どもとその家庭の相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、児童虐待の未然防止、発生した場合の早期発見・支援のための取組を進めていくため、子ども支援の専門性を持った組織として、「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年4月に市役所本庁舎7階に設置することを目指します。また、切れ目なく継続的な支援を行うために、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」や大阪府の児童相談所である「子ども家庭センター」との連携を強化するとともに、地域の多様な団体や相談窓口等が有機的に結びつき、地域ネットワークが構築されるように、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、警察、保健、福祉、医療等との連携を強化して、適切な支援を充実させます。

■子ども家庭総合支援拠点のイメージ図



●要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会において、大阪府、本市の関係課、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校、民生委員児童委員等の連携を強化し、個別ケース検討会議等で情報共有や役割分担をすることで、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を図ります。

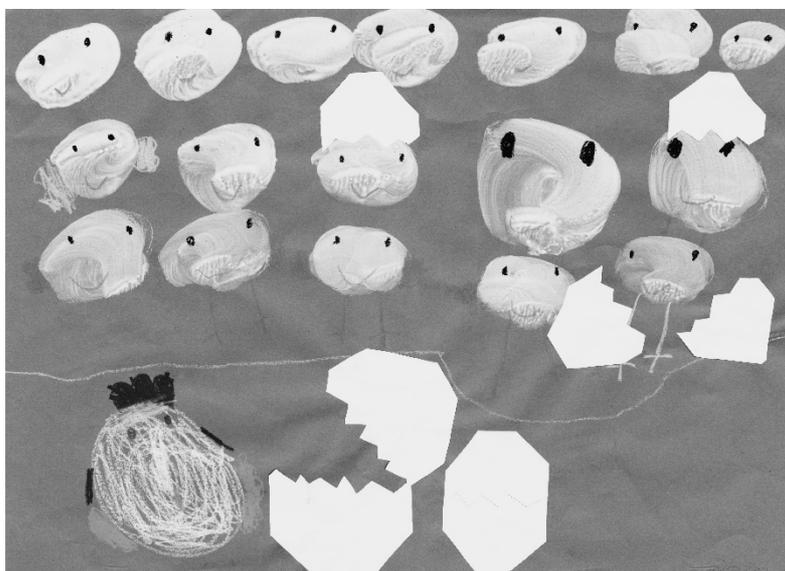
●乳幼児健診・家庭訪問等を通じた児童虐待の早期発見と早期支援

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等を活用し、子どもの発育の確認だけにとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援及び児童虐待の未然防止、早期発見につなげます。

こうした中で、養育環境や子どもとの関わりで、より丁寧な支援や見守りが必要と思われるケースについては、定期的に母子保健・児童虐待関係各所で情報共有・役割分担を行い、養育支援訪問事業の実施や家庭児童相談員につなげ、早期の支援を実施します。

●育児不安の緩和や育児負担の軽減を図るための子育て支援の充実

育児中の孤立防止、精神的・経済的な不安感や負担感の軽減・解消に向けて、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点等の各種事業の充実を推進し、安心して子育てができるよう支援するとともに、子どものすこやかな育ちを促進させます。



②障害児施策の充実

●障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・療育の推進

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発達障害や日頃の様子等を確認し、支援が必要な子どもの早期発見に取り組みます。

また、早期療養が必要な子どもとその保護者には、発達段階に応じたサービスの利用につなげ、安心して子育てができるよう支援します。

●医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築

本市において設置した「東大阪市医療的ケア児支援会議」では、実態の把握や情報の共有を行うとともに、今後、小・中学校や認定こども園、幼稚園、保育所（園）等での医療的ケア児の支援方法等について検討していきます。

●乳幼児期からの教育相談や就学相談の実施

言葉や社会性の発達、学習上の困難等を抱える子どもの発達に不安を感じている保護者に対し、専門の相談員等による相談や本人及び家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等において、集団での関わりを通して、子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談や職員の相談を行います。

●特定教育・保育施設への受け入れの推進

障害のある児童の自立と社会参加を進めるため、障害の有無に関わらず子どもがともに過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

●障害児者支援センター「レピラ」による障害児支援の提供

平成 29 年度に開設した東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」では、福祉型児童発達支援センター「第一はばたき園」及び医療型児童発達支援センター「第二はばたき園」を設置し、通園による障害児の支援を実施しています。また、レピラには診療所や相談部門、通所部門を設置しており、障害児者の成長に合わせた切れ目のない継続的かつ総合的な支援の提供に取り組んでいます。

③ひとり親等自立支援の充実

●就業の支援

ひとり親等の家庭が自立し、安定した生活を営むことができるよう、家庭や個人の状況に応じた就業相談や職業能力向上のセミナー、就業訓練の実施、学び直しの支援等、総合的な就業支援体制の整備を図ります。

●子育てや生活面の支援

子どもが安心できる居場所づくりと、ひとり親の悩みごと等を気軽に相談できる場の充実を図り、心身ともにすこやかに成長できる支援を推進します。

●養育費の確保及び面会交流に関する取組等の促進

子どもがすこやかに成長するために必要な養育費が確保されるよう、その取り決めや履行の確保に向けた相談支援を実施します。

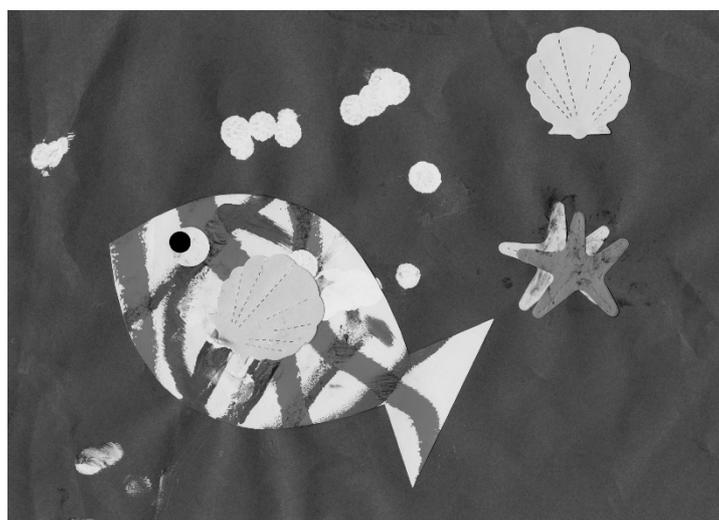
●経済的な支援

ひとり親家庭等に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等、経済的な支援を行います。

●総合的な相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭の親子が安定した生活を営み、将来設計ができるよう、母子・父子自立支援員が中心となって、一人一人の気持ちや状況に配慮した相談支援を実施するとともに、担当課や母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体等の関係団体・機関が連携・協力し、各種支援に取り組みます。

また、様々な媒体を通して情報提供をすることで、支援策の周知を推進します。



④子どもの健全育成

●教育の支援

経済的な事情等により、子どもが就学や進学を諦めることなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるよう、就学助成制度や就学金制度、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の周知を図り、支援が必要な家庭に対して活用を促します。

●生活の支援

子どもが社会的に孤立することがないように、地域のボランティア、事業所等と協力し、「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」や「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」等を通して、地域の子どもの居場所づくりを行います。そして、子どもの発想や思いが大切にされ、すべての子どもにとって居心地の良い居場所となるよう、居場所づくりのあり方についての検討を進めます。

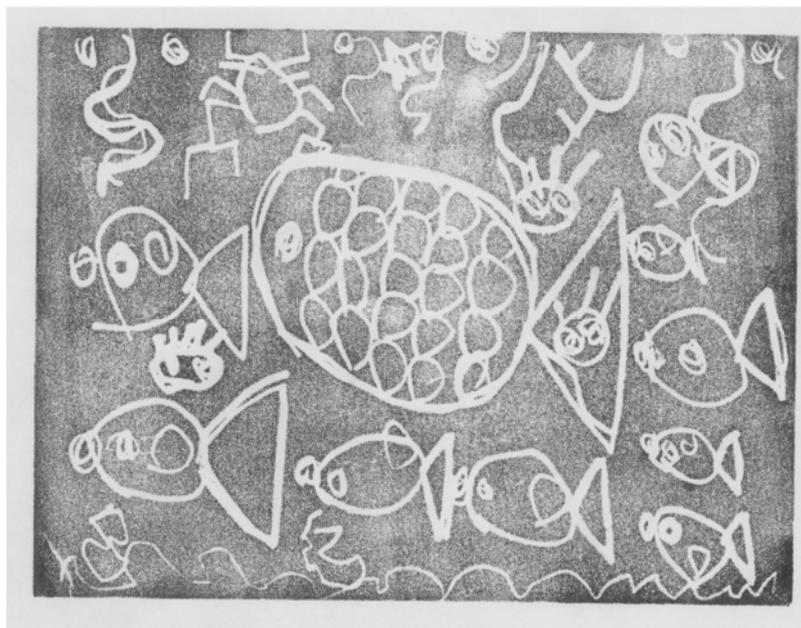
様々な生活上の困難を抱える家庭に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等を活用し、生活の基盤づくりを支援し、自立した生活を営むことができるよう支援します。また、安心して相談できる環境づくりに努め、関係機関で連携し、相談支援の充実を図ります。

●保護者に対する就労の支援

主にひとり親家庭や生活困窮世帯の保護者が、より良い所得水準で就労することができるよう、就労の際に有利になる資格取得等の支援やキャリアカウンセリング、企業・人材交流等の就労支援を実施します。

●経済的支援

子どもの学び、生活を安定させるための下支えとして、各種手当や医療費の助成等を通して経済的支援を図り、家庭の状況に応じて子どもの未来が左右されることのないよう支援します。



(5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、第3次男女共同参画推進計画「東大阪みらい 翔プラン」に基づき、必要な雇用環境の整備等について、周知・啓発を行います。

①ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

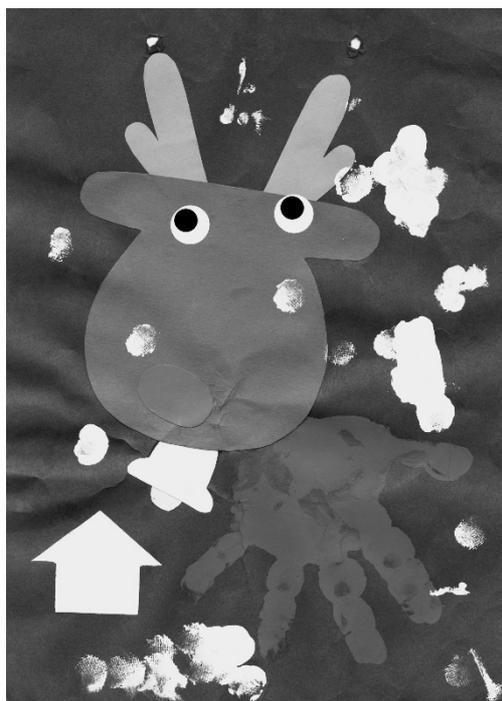
●仕事と子育ての両立支援

育児・介護休業制度を周知・啓発することで、育児休業や介護休業を取りやすい環境をつくり、仕事と子育ての両立支援を促します。

②男性の育児への参加促進

●男性向けの家事・育児等に関する学びの場の提供

男性に対して、家事・育児等への参画することの重要性を啓発するとともに、それらに関する講座やセミナーを開催し、男性の育児等への参加を促進します。



第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたり、就学前児童の質の高い学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、支援施策の円滑な実行を含め、庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。

(2) 関係機関との連携

就学前児童の質の高い学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けての喫緊の課題として、人材の確保と就学前の学校教育・保育の質の向上のための取組が必要です。そのためには、行政だけではなく、特定教育・保育施設の実施主体等とも連携し、協働しながら取組を進めていきます。また、本計画の推進にあたって、地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるよう支援に努めます。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度点検・評価する必要があります。計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、結果に基づいた事業の見直しや取組内容の改善等を図ります。

東大阪市子ども・子育て会議、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会及び東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめ、その上で、計画の進捗・達成状況についての点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、重点的に取り組むべき事項の検討等を行います。

計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果は、市ウェブサイト等へ掲載するとともに、市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を行います。

3 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校等、各種健診等の機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てアプリ、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や自治会、地域教育協議会、校区福祉委員会、ボランティア、子育てサークル、子ども会等の地域活動等と連携したきめ細かなPR活動に努めます。

資料編

1 在宅子育て家庭の座談会の概要

(1) 調査目的

本計画を策定するにあたり、在宅の子育て支援の充実に向けて、在宅で子育てをしている家庭に対して必要な支援について、アンケートでは聞けない住民の生の声を聞くために、座談会の実施及び子育て支援センターでのヒアリングを実施しました。

(2) 開催日と開催場所

	座談会				ヒアリング
開催日	令和元年 8月19日 (月)	令和元年 8月21日 (水)	令和元年 8月22日 (木)	令和元年 8月23日 (金)	令和元年 10月25日 (金)
開催時間	10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30	10:30～11:30
開催場所	イコーラム 第1研修室	東体育館 第3研修室	夢広場 大会議室	本庁22F 会議室2	楠根子育て 支援センター

(3) 参加人数

■合計：19名／5件

	座談会				ヒアリング
開催日	令和元年 8月19日 (月)	令和元年 8月21日 (水)	令和元年 8月22日 (木)	令和元年 8月23日 (金)	令和元年 10月25日 (金)
参加者数 (調査件数)	4名	5名	7名	3名	5件

(4) 調査内容（質問項目）

座談会	ヒアリング
① 普段の情報収集方法	① 普段利用している施設
② 相談先や普段利用している施設等	② 子育てに関する相談先
③ 子育ての大変さに対して、具体的にどうい う支援や環境があったらいいと思うか	③ 子育てに関する情報収集方法
④ 自分で子どもをみられないときの対応	④ 自分ではみられないときの対応
⑤ 無償化されたあとの子育てに関する影響	⑤ 保育の無償化による就労に対する意識の 変化
⑥ 就労意向と就労するために必要な支援	⑥ 就労するために必要な支援
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件
	⑧ 子育ての大変さに対して有効な支援

(5) 結果概要 (座談会)

項目	内容
① 普段の情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家族(親族) ・市政情報誌 ・友達 ・すくすく☆トライ ・ポスター ・情報誌 ・子育て支援センター ・子育てサークル ・つどいの広場 ・SNS(Facebook,Instagram) ・インターネット
② 相談先や普段利用している施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・親族 ・保育所(きょうだいが通っている) ・コミュニティサロン ・友達 ・SNS 仲間 ・子育て支援センター ・つどいの広場 ・保健師(子どもの気になる様子等を相談する) ・保育士 ・先輩ママ
③ 子育ての大変さに対して、具体的にどういう支援や環境があったらいいと思うか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一時預かりについて <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりを広めてほしい ・リフレッシュ型でも4時間は短い。延長可能にしてほしい ・当日対応が可能な一時預かり ・保育所にいつでも預けられるようにしてほしい ・ファミリー・サポート・センターなどの登録がもっと気軽になったら嬉しい ・一時預かりはお金がかかり負担が大きい ・東地域の瓢箪山以南に一時預かりが少ない ■ 都市整備(公園、道路、バリアフリー関係) <ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備(衛生面や公園の雑草処理等) ・公園の砂場に屋根、ベンチ ・駅のエレベーター(複数台、広く) ・街に緑があったら良い。田んぼ、桜等、緑の多い公園等 ・道路が狭い ・道がガタガタで、ベビーカーや自転車で通りにくい

項目	内容
③子育ての大変さに対して、具体的にどのような支援や環境があったらいいと思うか	<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に買い物をしてくれる支援者さん(サポーター) ・地区ごとに保育の需要と供給に偏りがあると感じる ・離乳食を作るのが大変⇒親子教室などで出てくるメニュー、保育園の献立表などがとても参考になる ・室内の遊び場(雨でも暑くても遊べる場所) ・延長保育の無償化の影響(幼稚園) ・室内の遊び場(雨でも暑くても遊べる場所) ・子ども用品店がもっとほしい ・つどいの広場は未就学児しか入れられない
④自分で子どもをみられないときの対応	<p>■一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり ・保育所に預けている ・保育所の一時預かりを利用しているが、いつでも対応可能なわけではないので、預ける場所に困っている <p>■支援を利用していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族がみってくれる ・不安なので、預けられない ・今まで利用したことがないが、一時預かりやファミリー・サポート・センター等は気になっている ・家族にみてもらえるが、家族の体調を考えると心配
⑤無償化されたあとの子育てに関する影響	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化したとしても、無償化前から希望している施設(幼稚園または保育所)に入れたいと思う ・無償化したとしても、家から近いことが重要 ・無償化よりも、子どもを預けられる施設を増やしてほしい
⑥就労意向と就労するために必要な支援	<p>■就労を希望する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもをみてくれたら働きたい ・子どものことで気軽に休むことができる(今日は在宅勤務等)仕組みが必要 ・社会との接点を持つためにも就労はしたいが、子どもが預けられるかが不安 <p>■就労よりも子育てしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の手で子どもをみたい。子どもを自分でみるのは当たり前だし、子どもにとって親が身近にいることで安心を感じて育ってほしい

項目	内容
⑥ 就労意向と就労するために必要な支援	<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計のためにやむを得ず働くのではなく、働いてもいいし、働かなくても安心して子育てができるような経済的支援をしてもらいたい ・子どもを預けて働いたとしても、不安だから働きにくい ・仕事をしていない期間が長くて、働くことが不安。いきなり正社員ではなく、融通の利く働き方ができれば嬉しい ・子どもが生まれると再就職が難しいので、パートでも育児休業をとりやすいなど、制度を充実させてほしい
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の理解(電車にファミリー車両を整備、子ども連れでお店に入っても迷惑がられない、映画や音楽を鑑賞のために子どもと一緒に入っても迷惑にならないような施設を整備してほしい) ・経済的な面での将来不安。これから幾らかかるのかが不安 ・第1子の支援が手厚ければ、2人目を考える ・1人の時間がほしい。大人と話したい。初産のときは、産後うつになったり、不安が多かった。そういうときは、情報を得ようとするのも億劫になる ・育休の義務化や夫婦で子育てに積極的に関わる仕組み(プレママ、プレパパ研修には仕事などで参加できない。男性にも子育て、出産の大変さを知ってほしい。知らないことが多すぎる。産んで終わりではない。)⇒もっと学校で具体的な大変さも一緒に教育してほしい ・飲食店などにファミリー・ルームや離乳食があると良い ・妊婦中は、出かけるのも不安。就労もしていたので、市主催の講習も時間が合わない事があった ・こんにちは赤ちゃん事業は心強かった。何度も来てくれたというママ友がいて、そういう手厚い支援は嬉しい ・不妊治療は検査だけでも相当高額でハードルが高い
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育は他からの感染が心配で利用していない ・妊娠、出産、子育ての変化についていくのが想像以上に大変だった ・結婚する人がそもそも増えていないから、結婚することで目に見えるメリットがあると良い ・講習の実施、同じ月齢の子どもを持つママ同士の交流ができる場があれば良い ・車移動が多いので、各施設に駐車場があると助かる ・10代でママになった方の居場所が必要だと思う⇒サークル等の参加者は年上ママが多く、白い目で見られることも多い ・シングルで子育てしている方への支援があれば

(6) 結果概要 (ヒアリング)

項目	内容
① 普段利用している施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・保育所の園庭開放 ・公園
② 子育てに関する相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、きょうだい ・友達 ・子育て支援センターの保育士 ・保健センター
③ 子育てに関する情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・子育てアプリ ・インターネット、ホームページ
④ 自分ではみられないときの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がみってくれる ・自分が病院を受診する際には子どもをあまり連れて行きたくない。病院にも一時預かりがあれば嬉しい ・一時預かりをしてくれる施設が近くにない
⑤ 保育の無償化による就労に対する意識の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特に変化はない ・子育てが落ちついたタイミングや自分の生活リズムが整ったら働きたい
⑥ 就労するために必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の充実(近くに保育園をつくってほしい、子どもを預ける場所があれば働きたい、遅い時間までの保育) ・わずかな時間でもよいので預けたい
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の充実 ・一時預かりの充実 ・社会全体の理解(電車内での理解等) ・相談窓口の充実(市役所ではなく、もっと気軽に相談したい) ・家に直接来てもらって、子育てについての指導してもらえると嬉しい ・親以外にも頼れる先が必要 ・1人目の送り迎えが大変
⑧ 子育ての大変さに対して有効な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターがあつて助かっている ・特に困っていることはない ・飲食店で子ども用のイスの用意 ・エレベーターを増やしてほしい ・遅い時間の保育 ・子どもの荷物が多いため、遠くに行くのが大変 ・子ども同士で遊べる環境がほしい

2 本計画の策定の経緯

平成 27 年度

平成二十七年	6月15日(月)	第18回東大阪市子ども・子育て会議	(1)平成27年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援新制度における取組状況について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について (4)地域子ども・子育て支援事業について
	10月26日(月)	第19回東大阪市子ども・子育て会議	(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 (2)地域子ども・子育て支援事業等の主な実施状況について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
平成二十八年	2月9日(火)	第6回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	(1)公立幼保連携型認定こども園開設に向けたこれまでの経過と今後のスケジュール (2)公立幼保連携型認定こども園のあり方 (3)教育・保育内容のあり方
	3月7日(月)	第20回東大阪市子ども・子育て会議	(1)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (2)地域子ども・子育て支援事業等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の進捗について

平成 28 年度

平成二十八年	5月23日(月)	第7回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	(1)東大阪市幼保連携型認定こども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案) (2)平成29年度幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目
	5月30日(月)	第21回東大阪市子ども・子育て会議	(1)会長の選任、副会長の選任について (2)子ども・子育て支援事業計画について (3)平成28年度の入園・入所状況について (4)地域子ども・子育て支援事業等について (5)利用者負担について

	7月25日(月)	第22回東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議	(1)利用者負担について (2)子ども・子育て支援事業計画における確保策の状況について (3)子育て支援員について
平成二十九年	2月27日(月)	第23回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の進捗について

平成29年度

平成二十九年	5月25日(木)	第24回東大阪市子ども・子育て会議	(1)平成29年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
	9月20日(水)	第25回東大阪市子ども・子育て会議	(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 (2)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
	12月6日(水)	第26回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)留守家庭児童育成事業について
平成三十年	1月31日(水)	第27回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
	2月23日(金)	第28回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)について (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について

平成 30 年度

平成三十年	5月28日(月)	第29回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)平成30年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について
	9月12日(水)	第8回東大阪 市子ども・子育て 会議幼保連携検討 部会	(1)平成29年度認定こども園に関する課題整理の概要 について (2)東大阪幼保連携型認定こども園教育・保育カリキュ ラム(平成30年度)(案)について
	9月28日(金)	第30回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期東大阪子ども・子育て支援事業計画について (2)保育施設入所選考基準について
	11月29日(木)	第31回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第1期東大阪子ども・子育て支援事業計画の事業 評価について (2)市民アンケート調査について
平成三十一年	3月6日(水)	第32回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)市民アンケート調査について (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について

令和元年度

令和元年	7月29日(月)	第33回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)令和元年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3)子ども・子育て支援事業計画策定にかかる市民アン ケート調査の報告(前回比較)について (4)在宅子育て家庭の座談会について (5)今後のスケジュールについて
	10月30日(水)	第34回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画における各事業 の需要量(ニーズ量)等について (2)在宅子育て家庭の座談会について (3)第2期子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	12月23日(月)	第35回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について

3 東大阪市子ども・子育て会議条例

○東大阪市子ども・子育て会議条例

平成25年7月5日東大阪市条例第20号

改正

平成26年6月30日条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務並びに法第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者の選定に当たっての審査に関する事務を処理するため、東大阪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学校教育に関する団体の代表者
- (3) 労働者の団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の子ども・子育て会議の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における子ども・子育て会議の運営は、市長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年6月30日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年東大阪市条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿

●東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
大阪大谷大学教育学部教育学科准教授	井上 寿美	
東大阪市立小学校長会役員	植田 勝	
幼稚園保護者	奥野 大輔	
東大阪労働組合総連合委員	川南 良子	
大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授	関川 芳孝	会長
公立保育所長代表	竹内 純子	
東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明	
東大阪市留守家庭児童育成クラブ連絡会副会長	田原 広史	
保育所保護者	中泉 あゆみ	
大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授	中川 千恵美	副会長
東大阪市障がい児通所支援事業所連絡会会長	中西 良介	
認可外保育施設の代表者	中村 成伸	
東大阪労働団体連絡協議会委員	福田 実加	
東大阪市立幼稚園・こども園長会代表	三宅 清香	
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	
東大阪市私立保育会会長	好川 智也	
東大阪市PTA協議会副会長（母親代表）	渡士 奈央子	

●東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
孔舎衛幼稚園長	大畑 圭子	臨時委員
荒本子育て支援センター長	竹内 純子	子ども・子育て会議委員
東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明	子ども・子育て会議委員
大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授	中川 千恵美	子ども・子育て会議委員
石切保育所長	中洲 良子	臨時委員
北宮こども園長	林 香里	臨時委員
大蓮こども園長	増田 美智子	臨時委員
東大阪市立幼稚園・こども園長会代表	三宅 清香	子ども・子育て会議委員
東大阪市私立保育会会長	好川 智也	子ども・子育て会議委員
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	子ども・子育て会議委員

●東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	臨時委員
公認会計士	船越 啓仁	臨時委員
福祉部法人指導課長	浦野 兼一	臨時委員
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	部会長・子ども・子育て会議委員
四天王寺大学准教授	吉田 祐一郎	臨時委員

●東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	部会長・臨時委員
東大阪市立障害児者支援センター長	勝山 真介	臨時委員
東大阪市立障害児者支援センター	相原 加苗	臨時委員
児童虐待防止協会	千葉 郁子	臨時委員
下京保健センター	阿部 康子	臨時委員